

# 機材調達の手引

《国 別 編》

(改 訂 版)



平成 5 年 2 月

国 際 協 力 事 業 団  
調 達 部

調 管

J R

93 - 2

国際協力事業団

24703

JICA LIBRARY



1103152131

24703



## はじめに

機材供与は人と物とを組合わせ、技術協力の効果をより高めることを目的としており、専門家の派遣、研修員の受入とともに技術協力の三本柱のひとつとなっています。

この機材供与をより効果的に行うためには、機材を確実に、かつ迅速に目的地まで購送する必要があります。

このため、供与機材の通関、仕様書の作成等の購送業務にあたっては、対象国の一般事情や通関の状況等を把握し、理解し、それぞれに対応した適切な処置をとることが肝要と考えられ、昭和59年3月1日機材調達の手引「国別編」第1版を発行したものであります。

今回、平成4年6月現在の状況につき各海外事務所に調査を依頼し、その報告をもとに改訂版（第5版）として発行することとなりました。

執務上の参考として活用されますことを期待します。

平成5年2月

調 達 部 長



# 機材調達の手引『国別編』

## 目次

はじめに .....	調達部長
機材購送に当たっての留意事項 .....	(i)
<hr/>	
アジア地域	
<hr/>	
バングラデシュ .....	3
ミャンマー .....	11
中国 .....	19
インド .....	27
インドネシア .....	31
マレーシア .....	43
ネパール .....	49
パキスタン .....	55
フィリピン .....	61
シンガポール .....	67
スリ・ランカ .....	71
タイ .....	77
ブルネイ .....	85
ラオス .....	89
<hr/>	
中近東地域	
<hr/>	
エジプト .....	97
モロッコ .....	103
サウディ・アラビア .....	109
シリア .....	115
チュニジア .....	121
<hr/>	
アフリカ地域	
<hr/>	
エチオピア .....	129
ガーナ .....	135
ケニア .....	139
マラウイ .....	145
タンザニア .....	149
ザンビア .....	157
スーダン .....	163
セネガル .....	169
<hr/>	
中南米地域	
<hr/>	
アルゼンティン .....	177
ボリヴィア .....	185
ブラジル .....	193
チリ .....	203
コロンビア .....	209
ドミニカ共和国 .....	215

---

## 中南米地域

---

ホンデュラス .....	221
メキシコ .....	229
パラグアイ .....	241
ペルー .....	249
パナマ .....	255
コスタリカ .....	261

---

## オセアニア地域

---

フィジー .....	267
パプア・ニューギニア .....	273
西サモア .....	279

## 機材購送に当たっての留意事項

### 1. 機材の購送請求に当って

- (1) 担当事業部は、受入機関において、機材の引取費用（税金、倉庫料、通関費用、プロジェクトサイトまで輸送費等）の予算手当、機材の据付場所が確保されているか否か、事前に確認のうえ購送請求を行なうこと。
- (2) 機材購送請求書付属書 6、備考欄の据付技師の派遣、熱帯地、寒冷地仕様等の外、梱包について、サイズ、重量、防湿、防塵、盗難防止装置等、それぞれの国の事情にもとずき必要事項を記載のこと。
- (3) 同付属書（輸送について）5、の Consigneeについては、それぞれの国によって受入機関省気付、あるいは大使館経由等異なっているので、この点充分確認のうえ記載のこと。
- (4) A-4 フォームの要請機材と購送請求書付属書-2の機材は、原則として一致していること。
- (5) 機材購送請求書付属書-2（機材の仕様明細）は記載要領にもとずき、正確に記入すること。
- (6) 機材購送請求書添付書（銘柄指定）機材の銘柄指定は確たる理由のあるものに限ること。また、購送請求書本体とは別に部内の決裁を得ること。
- (7) 機材購送請求書には A 4 フォーム 接到月日及び外務省実施協議承認月日を明記すること。

### 2. 機材の発注に当って

- (1) 購送請求書付属書-2 機材仕様明細を理解し、商社、メーカー等の発注先との間に誤解がないように注意すること。
- (2) 納期を確認し、担当事業部の了解を得ておくこと。
- (3) 契約書の取り交しは、支出負担行為決裁の日から長時間置かないこと。

### 3. 輸送に当って

- (1) 梱包について、機材購送請求書に示された梱包のサイズ、重量、防湿、防塵、

盗難防止措置等，適確な指示を与えること。

(2) パッキングリストと梱包内容は一致していなければならないこと，また，同  
パッキングリストは，必ず梱包しなければならないことを確認する。

(3) 機材輸送依頼書は正確に記入すること。

#### 4. 現地機材受入先への通報事項

(1) 担当事業部は，以下の一件書類を調達部機材課担当職員から手交され次第，  
現地へ可及的速やかに送付すること。

① B/L，インボイス，パッキングリスト等船積書類

② 機材部品の捕給ルート一覧表

③ 船積日程報告カード

(2) 車輛の型式，エンジンナンバー等，機材担当職員から通報あり次第，担当事業部は現地に通報のこと。

## ア ジ ア 地 域

バングラデシュ .....	3 頁
ミャンマー .....	11 頁
中 国 .....	19 頁
イ ン ド .....	27 頁
インドネシア .....	31 頁
マレーシア .....	43 頁
ネパール .....	49 頁
パキスタン .....	55 頁
フィリピン .....	61 頁
シンガポール .....	67 頁
スリ・ランカ .....	71 頁
タ イ .....	77 頁
ブルネイ .....	85 頁
ラオス .....	89 頁



# バングラデシュ

## I. 本邦からの購送

### 1. 一般事情

#### (1) 車輛について

乗用車は全て完成品輸入で1部のジープ・バス・トラックについてののみ国内アッセンブリーを行っている。

1,300cc以上の乗用車は外国人(法人)のみ輸入可能であるが関税が非常に高率となっている。1992年9月4日現在の車別・排気量別関税は以下のとおり。

車別・排気量別関税

	Duty	SPT:	VAT:	AIT:	IP/fees:
乗用車 ~1,000CC	75%	20%	15%	2.5%	2.5%
~1,300CC	100%	20%	15%	2.5%	2.5%
1,300CC ~	200%	20%	15%	2.5%	2.5%
ジープ ~2,000CC	60%	20%	15%	2.5%	2.5%
ディーゼル 2,000CC ~	75%	20%	15%	2.5%	2.5%
ジープ ~2,000CC	45%	20%	15%	2.5%	2.5%
ガソリン 2,000CC ~	75%	20%	15%	2.5%	2.5%
ピックアップ ~2,000CC	45%	20%	15%	2.5%	2.5%
アップ 2,000CC ~	60%	20%	15%	2.5%	2.5%
トラック ガソリン	30%	20%	15%	2.5%	2.5%
ディーゼル	60%	20%	15%	2.5%	2.5%

SPT:Suprimentary Tax, VAT:Value Added Tax, AIT:Advane Income Tax  
IP/fees:Import Parmit fees

SPT= on import value only  
VAT= on import value+Duty+SPT  
AIT/IP-fees= on import value only

(2) 機材積降しのためのチェンブロック、フォークリフト等の供与

プロジェクトサイトに、機材積降しのための設備がないので、特別大きな機材については、チェンブロック、フォークリフト等と併せて供与することを予め検討しておくこと。

(3) インボイスならびにパッキングリストは厳重にチェックして正確を期すること。

通関は、すべて開梱してチェックされ、インボイス、パッキングリストの記載誤りは許されないので、厳重に点検すること。

かつて、エアーコンデショナーがエアークリーナーとインボイスにミスタイプされていたため罰金を科せられた例があった。

(4) 関税の負担、引取り期間について

供与機材は、機材によって異なるが、価格の凡そ 100%の関税が課せられる。

関税は、機材の受入機関が負担しなければならないが、受入機関における関税負担の予算措置が機材引取りの前提となるので、受入機関に対し、早期に機材価格総額を通報して関税負担の予算措置を行わせておかねばならない。

なお予算措置がなかったために引取りまでに1年～1年6カ月も要し、この間の倉庫料が膨大な金額となって、この予算措置が出来ないため、ますます引取りが遅れる悪循環の様子もみられるので、機材供与に当っては事前に受入機関の対応を充分確認しておくことが望まれる。

## 2. 梱包について

チックゴンのコンテナ取扱い能力は移動クレーンが一基のみであるのに加え、収容施設も劣悪な野積みされることを考慮に入れて防湿、防塵の梱包を施すこと。

また、梱包の大きさは、プロジェクトサイトに積降しのための設備がないので、一梱包当り重量は 200kg以内とし入力による積降しが可能な大きさとする

こと。

### 3. 盗難防止措置について

税関でインボイス・パッキングリストと各ケースの内容をチェックするため  
に必ず一度開梱するので中身が何であるかすぐわかり、また一度開梱すれば再  
度嚴重に梱包しないので税官吏あるいは税関に出入り出来る人物は簡単に機材  
を抜き取ることが出来る状況にある。一応、港（保税倉庫）に出入りする際に  
チェックがあるが多くは期待し難く、常に盗難の危険にさらされており、早期  
に引取る以外に適当な防止措置はない。

### 4. 通関について

#### (1) 事前に措置すべき事項

当国に輸入される物品には総て輸入税・物品税（C D S T・V A T）が課  
せられる。（但し、医療、教育用の資機材の一部は特別として免税される場  
合もある。）

通関を円滑に行うには供与機材に課すC D S Tの廃止を期待するしかない  
が、この国の大きな歳入税源のため、それを期待するのは現実的ではない。

「バ」側は輸送されてくる機材の品目、数量、スペック、価格を何カ月か前  
に通報してもらえれば、スムーズな通関措置がとれると言明しているが、機  
材品目数量等何カ月か前に正確に通報することは困難であり、現状では出来  
るだけ早期に予定されている供与品目リストを「バ」側実施機関に通報し、  
リストを基にして「バ」側実施機関が「バ」国国税局と協議した上で、必要  
な税額等を事前に確保せしめるように努力している。

#### (2) 機材陸揚後通関引取りまでの所要日数（昭和55年以降）

（事前の措置が整っている場合）

	（海送の場合）	（空送の場合）
最短日数	10日	7日
	（プロジェクトで 特別に業者に依頼）	（同左）
最長日数	35日	15日
		（輸入禁止品があると1カ年）

平均日数            25日                            10日

機材の中に輸入禁止品があったり事前の措置が不十分であった場合には引取りまで数ヶ月を要したり、引取りそのものが不可能になる場合もある。

(3) 関税について

関税等は機材の価格のおおむね 100%をバ国関係省より税関当局へ支払われているが、これについてはあらかじめプロジェクト毎に、これ位の総額の機材が日本から供与される予定と言う事を「バ」側になるべく早く知らせ、それに見合う予算を前もって確保しておいてもらえば対応が可能であり、現にその様に取扱われている。最近では、受入機関の関税の予算措置がないと、バ国大蔵省 E R D より正式要請書が発出されないようである。

税金が支払われない限り、機材の引取りは永久に不可能であり、長期間税関倉庫に放置された場合には、競売に付されることになるので注意が必要である。

(4) 機材の通関、プロジェクト・サイトまでの輸送の主たる取扱者

「バ」側実施機関の負担により引取りを行う場合は、入札によって選ばれた受入機関の指定業者が通関及び港（空港）からプロジェクト・サイトまでの輸送を行っている。

※ただし、この入札によって選ばれる業者の能力が低く時間を要するところに問題があり、能力の高い業者に緊急引き取りを依頼する場合には、取扱料を支払わざるを得ないので、その分の費用を事前に措置する必要がある。

(5) その他問題点

たとえば機材が輸入禁止品目に該当したり、またリストの内容と異なっていた場合等はそのケースのみならずインボイスと一緒に記載されているすべてのケースの引取りが差し止められる。

5. 保険の付保期間（海送、空送）

最近では J I C A の付保期間（海送 180日、空送30日）以内に引取りが出来なかった機材は少ないので、特別な場合を除いては現行の付保期間のままで支障はないと思われる。

## 6. 港湾の状況

### (1) 機材陸揚げの港湾名

チッタゴン

### (2) 沖待ち、滞貨の有無

外国船に積んだ場合は、停泊日数も短くなるので、到着後2、3日間で陸揚げされるが、バ国船の場合は沖待ちが20日間位もあり、また場所を違えておろされる場合もあるので、バ国船は避けるのが賢明である。

### (3) 港湾施設、クレーン、倉庫等の状況

チッタゴン港では屋根付倉庫の数に限りがあるため、機材陸揚げ後、時間が経過しすぎると屋根のない野天の置場に移される事が多い。

## 7. 機材選定に当たっての留意事項

### (1) 車 両

#### ア. ハンドルの位置

右側（日本と同じ）

#### イ. 車体の色

気温の高い国であるため、太陽光線を吸入しにくい明るい色（白、クリーム色等）が望ましい。また街路灯が少なく夜間市内の暗い当国においては、明るい色の車の方が暗い所で目立ち易く安全につながる。

#### ウ. 車両の運転の際、安全ベルト、安全ヘッドレスト等安全装具の備付の義務付の有無

義務付けは無いが交通事故が頻発しており自己防衛のための安全装具は備え付けた方が好ましい。

#### エ. エンジンの仕様は、ガソリン、ディーゼルの何れが望ましいか

燃料のコスト面で余り差が無いので、どちらとも言えない。但し、メンテナンスおよび地方に出た場合の給油条件を考慮するとガソリン車の方が良い。

#### オ. その他

### (2) 電気事情

ア. 電 圧

220V

イ. 電圧の変動幅

規定の電圧より上下30%ほど（極端な場合50%程度まで）変動する事もある。

ウ. サイクル数

50Hz

エ. プラグ型

各種。基本的にはプラグのハメ込みは丸型であるので、平型を使用したい場合は接続用の補助プラグが必要である。

オ. その他

当国においては電圧変動が激しいため高価、精密な機器は定電圧機および無停電装置による2重の保護が必要である。保護をしない場合はよく故障を起こすか、あるいは寿命が非常に短くなる。特に地方都市でこの傾向が強く、停電は日常茶飯事に起こっている。

(3) ガス事情

ア. ガスの種類

天然ガス（プロパンも市販されている）

イ. カロリー数

ウ. その他

エネルギー源として最も安価。

(4) 水道事情

ダッカ市内で外国人の多く住んでいる区域（グルシャン、バナニ、バリダラ地区）は、水道は完備していて、断水は少なく、水質もよいが、その他の地区及び地方都市ではしばしば水不足となりやすい。

8. その他問題点

- (1) 各国々内で製造又は組立てされているものは基本的にすべて輸入禁止である。医薬品はバ国の規則で認められているもの以外輸入禁止となっている。

これまで、プロジェクトで問題になった輸入禁止品は、板材、ショベル、P. V. Cパイプ、ゴム製品、光熱電器具、トランス、エア・コン、衣料品、プラスチック製品、鉄製キャビネット、木製家具、一般電気器具、コード、一部化学薬品等がある。

- (2) モンスーン期には高温多湿、反対に冬期は湿度は異常に低くなる。
- (3) 高級理科学機材（例えば、電子顕微鏡）で調整等をたえず必要とするものは空調設備及びランニングコストの予算措置がしっかりしている場合を除き、不向きであるが、協力内容からどうしても必要とする場合防湿・防塵対策の為の設備・ランニングコストを含めた十分な協力措置を要する。
- (4) 使い捨て部分のある機材も自己資金による補充が期待できないので不向きである。

## II 現地調達

### 1. 一般事情

当国で調達可能な機材は、品目、種類は限られているが、その範囲で購入するものは特に問題はない。むしろ、バングラデシュの場合、供与機材といえど関税を課せられ、引取りに長期間を要する状況からみて特に国産品等のある場合は、現地調達によるべきである（例、キャビネット、棚等什器、備品類）。

専門家の意見としては、通関の問題から、原則的に現地調達は賛成している。

ただし、車両を含め輸入品については、50%～230%の税率で課税されているため機材によってはかなり高価であるが、通関、部品調達、早期使用の問題を考慮した場合、原則的には現地調達がよい。しかし、現地調達と言えども、業者は輸入と云う形式をとる場合が多いので、特殊な機材の場合は発注から納入まで3～4ヶ月を見込むことも必要である。

### 2. 輸入禁止品目及び国産品奨励品目について

#### (1) 輸入禁止品目

医薬品、無線は輸入禁止品目となっている。

(2) 国産品奨励品目

使用の奨励されている純性の国産品はない。単車、テレビ、ラジオ、シーリング・ファン等は完成品輸入の他国内アッセンブリーも行っている。また、品質は劣るが布地、薬品等の国内生産はかなり行われていて、義務としては行われていないが、国産品購買奨励の気運が見受けられる。

3. 現地調達合理的とみられる品目

事務用機器（コピー機、キャビネット類）

文房具類（中国製が多い）

医薬品

試薬

車両（ただし、税込み市場価格での調達の場合）

家庭用機器（冷蔵庫、エアコン、電気掃除機）

音響機器（ラジオ、テレビ、カセットレコーダー）

農機具類（ティラー、ポンプ、肥料等）

部品類

4. 現地調達に際しての免税の有無

日本からの供与機材はすべて「バ」側受入機関が所定の税金を払って通関させている。したがって、現地調達（店頭調達）では輸入品であればすでに通関税の加わった額での値段となり、免税は一切期待できない。

免税での購入を前提とするならば、現地調達といえども実情は現地発注による輸入になるので、本邦購送と形式はほとんど同じになる。その場合車両以外のアイテムでは、入札に対応できる総合商社的なエージェントが少なく、又輸入に必要なL/Cの開設に必要な外貨の手立てが出来ない等、種々の問題があり、現地調達を免税前提で行うには無理があるので、今のところは現地調達を行うならば税込み価格購入を前提とされたい。

## ミャンマー

## I. 本邦からの購送

## 1. 一般事情

## (1) 輸入手続きについて

当国では輸入機材は全て事前に当国機材審査委員会 (Equipment Control Committee=ECC)の輸入許可の承認と対外経済関係局 (Foreign Economic Relation Dept=FERD) の免税手続を得ておかなければならない。このことは、単独供与機材のようにA-4フォームを取り付けて購送が行われる場合は、事前に供与先でこの手続きを済ませていることもあり問題はないが、専門家及び調査団の携行機材ではこれがなく、機材到着後に輸入許可の申請をすることになる。この手続きは煩雑なうえに多くの日時を要するが、受け入れ先の機関でも輸入の際必要な税額を予算の面から改めて準備しなければならず、引取りが大巾に遅延するのが普通である。また、このとき機材の中に車輛等が含まれているときは輸入不許可になることも考えられるので、携行機材の場合は出発前になるべく機材の品名、数量、価格等につき連絡をとり、輸入許可の手続きを進めておく必要がある。

## (2) 船積書類について

現物とパッキング・リストとの不一致が通関に当たりしばしば問題になるので、船積書類の正確詳細な記載が望まれる。また車輛に取付けられたラジオ、時計、クーラーなどは附属品とみなされないので、これをパッキング・リストに明示しておくこと。Consignee については、携行機材の場合個人名を使用することがあるが、これは絶対に避け、必ず受入先を記入しておかなければならない。

なお、ミャンマー事務所宛に報告書、資機材等を送付する場合は引取りに要する期間を短縮し、不必要な経費の支出を避けるために次の点に留意して在ミャンマー大使館宛に送付すること。(当国における当事務所の公式なス

テータスは JICA MYANMAR OFFICEではなく TECHNICAL COOPERATION SECTION, EMBASSY OF JAPANとなっているため)

- CosigneeはEmbassy of Japanとして、JICA及び個人名は使用しない。
- Shipping Mark はEmbassy of Japanとし、JICAマークは使用しない。
- Invoice 及びPacking ListのDiscription of Goodsの欄には、Technical Equipment of JICA を使用せず、Official Cargoとし、品名を併せ記載する。

### (3) 梱包について

空送の場合を含む保管倉庫が不備のため到着機材が野積されることが多い。とくに到着が雨期に当たるときは梱包の防水・防湿処置は必ず必要で、とくに精密機器に対しては不可欠である。

なお、機材が陸送されるときは、運送車輛(Low Bed Loller)の関係で1梱包当たり重量は15トン以下に押さえる必要がある。しかしながら供与先での荷役が人力によることが一般的なので、1梱包の容積・重量はこれに相応した大きさとどめるべきである。

### (4) 港湾施設について

港湾施設の状況は当国に規制により詳細不明であるが、保管倉庫、運搬機械とも完備されているとはいえず荷物に対して十分な取扱いは望めない。

## 2. 梱包について

(1) 当国における港湾施設は完備されておらず荷揚げするクレーンの能力も不十分であり、また倉庫等の保管施設も十分でなく、雨季には荷物の中に雨が浸透し、機器の故障の原因(サビのため)となる例がある。特に精密機器、試薬類の梱包については防湿、防水の工夫が必要である。

(2) 内陸輸送は貨車またはLow Bed Rollerによるため一個当たり1梱包の重量は15トン以内が望ましい。

## 3. 盗難防止措置について

すかし梱包は避け、盲梱包とするのが望ましい。

#### 4. 通関について

##### (1) 事前に措置すべき事項

機材の輸入には前述のように全てECCの事前承認が必要である。同委員会は不定期にしか会議を持たず、月に1度のこともあれば2カ月に1度のこともあり、申請の日によってはかなりの日数を持たされることがある。とくにミャンマー側の事前承認なく持ち込まれる携行機材の中に車輛等が含まれるときは、到着後申請しても、ECCの許可が出ない場合もあり、車輛の持込みは全て別途A4フォームによる供与機材の中を含め事前にECCの輸入許可を取り付けておく必要がある。

##### (2) 機材陸揚後通関引取までの所要日数（過去の事例から）

	(海送の場合)	(空送の場合)
最短日数	26日	0日
最長日数	116日	120日
平均日数	約60日	約50日

##### 長時間要した主な理由

- (ア) 受入機関機材担当者の事務手続きの不慣れに加え、手続き関係先機関の担当が出張のため長期不在となり、引取りが大幅遅延した。
- (イ) 予め輸入許可あるいはECCの承認を取っていないため（特に携行機材）。

##### (3) 関税について

技術協力による供与機材（携行機材を含む）は原則として無税となっているが、当国FBRDに照会したところ、単独機材の中でも生産を目的とする指導あるいは研究のための機材に対しては輸入税、物品税が課税されるとのことであり、過去において電話交換器等課税の対象となり、受入機関の方で税金が用意できなく長期間取引ができなかった例もある。

##### (4) 機材の通関、プロジェクト・サイトまでの輸送の主たる取扱者

供与先機関

##### (5) その他問題点

通関時に検査と称して港で開梱されるときは、小物などが紛失する恐れが

ミャンマー

ある。

5. 保険の付保期間

海送 120日, 空送100日

6. 港湾の状況

(1) 機材陸揚げの港湾名

ヤンゴン港

(2) 沖待ち, 滞貨の有無

岸壁が限られているため沖待ちがしばしばみられる。

(3) 港湾施設, クレーン, 倉庫等の状況

荷役能力が公表されないので不明であるが, 1埠頭に3台程度のフォークリフトがあり, クレーンは2台位, 倉庫はあるが大きなケース, 自動車等は野外に野ざらしとなる。

7. 機材選定に当たっての留意事項

(1) 車 輛

ア. ハンドルの位置

左

イ. 車体の色

黒色の中大型車(マツダルーチェ・ベンツ等)は政府高官の専有車と間違われるので避けた方が望ましい。

ウ. 車輛の運転の際, 安全ベルト, 安全ヘッドレス等安全装置の備付の義務付の有無

特になし。

エ. エンジンの仕様は, ガソリン, ジーゼルの何れが望ましいか。

ガソリンが望ましい。ジーゼル油は入手困難。

オ. その他

200cc 以上の車輛は輸入禁止。冷房装置をつけた方が良い。

## (2) 電気事情

## ア. 電 圧

230V単相, 440V 3相 (業務用)

## イ. 電圧の変動幅

最大15%低下

## ウ. サイクル数

50サイクル

## エ. プラグ型

英国形 2ピン (一般), 3ピン (クーラー, 冷蔵庫等)

## オ. その他

停電が多い。

## (3) ガス事情

## ア. ガスの種類

天然ガス・LPGは産するが一般には使用されていない。

## (4) 水道事情

水道と井戸であるが, 井戸水の方が飲料水として適する場合が多い。地方には水道施設はない。

## 8. その他留意すべき事項

- (1) 専門家の車輛で個人用などのとき, 車輛のトランクや車内に他の荷物を入れることがあるが, これは税関のクレームの原因となるので避けること。
- (2) 車のCar Radio, Dashboard Watch, Cooler等については当国では車輛本来の付属物とみなされず, OptionalのものとされるのでB/Lその他船積書類にこれを特記する必要がある。
- (3) 車輛のスペアパーツは本体とは別に書類を作成しておけば車輛本体の通関は多少早くなる (特にスペアパーツの量により税関で問題が多発することが多い。持込みできる数量については税関でも規定がない。)
- (4) 専門家および調査団員の来緬時携行機材として多量の資機材を携行することがあるが, 当国において技術協力による資機材であっても輸入許可の取得

が必要であり、かつ、受入機関において然るべき税金を支払う必要があるため、同時携行機材の持込みは必要最小限とする。もし可能ならば事前に照会し、必要な手続きを進めておく必要がある。

## I 現地調達

### 1. 一般事情

現地調達といっても当国で調達での資機材は皆無に等しく、近隣のシンガポールあるいはタイ国よりの輸入以外は考えられない。しかし、この場合でも事前にECCの審査承認が必要であり、これにかなりの日時を要することは前述のとおりであるが、この承認を得て輸入しようとしても、これに当たる輸入業者に適切なものは見当たらない。又、価格の面でも非常に割高になるなどを考慮するとやはりA4フォームによる正式な要請書の提出を受け日本から購送した方が結果的には有利な状況にある。

しかしながら1989年9月以降外国資本のデパートが開店したので冷蔵庫、クーラー、テレビ、タイヤ、トランス等の一部の外国製品の購入が外貨及び現地通貨払いで可能となった。今後は当国の自由化政策の推進にともなって現地調達の可能性が一層高まることが予想される。

### 2. 輸入禁止品目及び国産品奨励品目について

#### (1) 輸入禁止品目

(ア) 特にないが、技術協力関係の資機材の輸入についてもEquipment Control Committeeの審査が必要であり、本件審査に相当の時間がかかる。特にパソコンを含むコンピュータ、ビデオカメラ、コピーマシン、車輛等は審査が厳しい。

(イ) 携行機材(A4フォームにもとづかないもの)の場合は配属先機関が専門家等にかわって輸入手続きを行い、また対象となる税金についてもこの配属先が負担することになっている。

(2) 国産品奨励品目

3. 現地調達合理的とみられる品目

皆無に等しくセメント、木材等の入手可能と思われる品物でも政府への購入手続に2～3ヶ月かかるのが通例である（実際に物資がほとんどない）闇市場で多少の物品の手当は可能であるが品質も悪く10倍程度の流通価格となっている。

4. 現地調査に際しての免税の有無

- (1) 原則的にはミャンマー政府の要請書（A4フォーム）の提出時に政府部内でEquipment Control Committee（ECC）の審査を受けて提出しているので、免税となる。
- (2) 部品、スペアパーツ等の輸入についてはケース・バイ・ケースで審査している。免税取扱いとならない場合、税金は供与先機関が負担する。



## 中 国

## I 本邦からの購送

## 1. 一般事情

現在までのところ重大な問題が生じた事例はないが、通関については、厳格な国であるので、事前の措置には注意を要する。通関書類が整い免税措置がなされていれば、一般的には開梱検査もなく、引き取りは比較的円滑に行われている。

## 2. 梱包について

北京、天津を中心とする華北一体は黄土地帯のため、春先はとくに黄塵がひどい。北京の海の玄関は天津の新港であり殆どの機材はここで通関することになるため、この期に購送される精密機械その他塵埃を嫌う機材については梱包に十分注意する必要がある。また、空港、港湾等での貨物取扱いは、丁寧とは言い難いので、破損しやすい機材・精密機器等は、特に嚴重な梱包を要する。また、陸揚後の輸送については路面状態の悪い場合もあるので、コンピュータ等の精密機器については振動に耐え得るだけの梱包が必要である。

なお、1992年4月1日から施行された中華人民共和国動植物検疫法により、日本から中国向けに輸出される梱包用木材、ダンネージ、パレット等は農林水産省植物防疫所が発行する検疫証明書及び(社)全国植物検疫協会または消毒実施省が発行するくん蒸等の消毒証明書を添付しなければならないこととなった。

## 3. 盗難防止措置について

盗難に対する配慮必要。

## 4. 通関について

(1) 事前に措置すべき事項

税関当局の規定では、品目、量、金額の多寡にかかわらず、すべての輸入品について輸入申請を行うよう定められている。

荷受人である中国側各機関は、B/Lが送付された後、この手続を行っているが、引取りを速やかに進めるためには、可能な限り、機材到着以前に、輸入許可を得ている事が望ましい。そのために必要な最低限の情報は、機材名、数量、価格等であるが、B/L等のコピーが事前に入手できれば更に良い。特に、専門家調査団等が機材をexcessで携行する場合、または急を要する、cargoの場合には、この措置は不可欠である。

JICAからの購送機材については、原則として免税措置がとられているが、通関上特に注意を要するのはコンピューター、ワープロ、コピーマシン、無線機器、フィルム、ビデオテープ、ディスク等である。特にビデオテープ等映像媒体については、申告が義務付けられており、内容、数量を問わず一律に審査されることになる(約1~2週間)ので、excess携行であっても即時通関はできない。従って前広に別便で送付するか、緊急に使用するものについては、空港において「急審(至急処理)」として申請する必要がある。

尚、車輛についてはA4フォーム提出以前に、中国各関係部門の了承をとりつける必要がある事から、要請が出されたものについては、一般的には輸入許可を得ているものとみなす事ができる。しかし、現在外国車の輸入は厳しく制限されており通関上特に厳格にとり扱われる品目であるので、車種、数量、スペアパーツ、価格等詳細が決定した時点で正式な輸入許可申請を開始する事が円滑な引取りのためには不可欠である。

空送の場合は中国民航からの通知(Airway Billの写しが同封されている)をもって通関出来るが、海送の場合はB/Lオリジナルでなければ通関出来ない。従って、本信を速やかに送付する必要がある。特に海送の場合はB/Lが船積後JICAに提出されることから船が現地到着後かなり遅れてくることがあり中国側より催促されるケースが多い。

この為FオリジナルはOCSで送付しSオリジナルをパウチ便で送る等の工夫が必要である。

(2) 機材陸揚後通関引取りまでの所要日数(過去の事例から)

	(海送の場合)	(空送の場合)
最短日数	15日	2日
最長日数	40日	25日
平均日数	25日	4～5日

長時間要した主な理由

- ア. 中国民航、各港湾港局からの機材到着通知発信が遅れた。
- イ. 荷受人住所がはっきりせず、JICA事務所宛に通知が送付されたので転送等で手間どった。
- ウ. B/Lオリジナルの接到に時間を要した(海送の場合)

(3) 関税について

プロジェクトの場合R/D等には機材に課税される場合は中国側で負担するように定められているが、現在までのところ、供与機材に課税された例はない。

調査団等の調査機材のうち、業務終了後本邦に持ち帰るものについては、中国側受入機関が入関に際し、機材の評価額相当の保証金(deposit)を積みなければ引き取れないケースが増えており、保証金の期限は6ヶ月間なのでその期間を越えると保証金は没収される。したがって受入機関側は改めて保証金の更新手続きを必要とするので注意を要する。持ち帰りを予定している機材が相当数となる場合には、事前に通知しておくことが望ましい。

(4) 機材の通関、プロジェクト・サイトまでの輸送の主たる取扱者

受入機関が所属の車輛を使うか、あるいは輸送会社に依頼するかしている。

5. 保険の付保期間

1. 空送……15日
2. 海送……90日

空送の場合はあまり問題はないが、海送については港湾当局の事務処理能力の問題もあり、機材到着後荷受人が通知を受け引き取りを完了するまでに、かなりの時間を要するケースがある。プロジェクト・サイトが遠距離にあり、サイト到着到着後開梱する場合は、付保期間を長めにとる必要がある。

## 6. 港湾の状況

### (1) 機材陸揚げの港湾名

大連港：東北三省（黒竜江，吉林，遼寧）

天津新港：北京等華北一帯及び西域

上海港：江蘇，浙江等華南

南京港：江蘇省

馬尾港：福建省

### (2) 沖待ち，滞貨の有無

上記5港とも混雑するときは沖待ちが多い（1週間～2週間）。

### (3) 港湾施設，クレーン，倉庫等の状況

一般的に問題はない。

## 7. 機材選定に当たっての留意事項

### (1) 車輛

#### ア. ハンドルの位置

左（右ハンドルは輸入禁止）

#### イ. 車体の色

特に制限なし

#### ウ. 車輛の運転の際，安全ベルト，安全ヘッドレスト等安全装置の備付の義務付の有無

有

#### エ. エンジンの仕様は，ガソリン，ディーゼルの何れが望ましいか

ガソリン

#### オ. その他

スペアパーツについては輸入，現地調達共に煩雑なため，可能な限り，本体と同時に送付することが望ましい。

### (2) 電気事情

#### ア. 電圧

220V

イ. 電圧の変動幅

大いに有

ウ. サイクル数

50Hz

エ. プラグ型

三種有り



オ. その他

精密検査機器等については定電圧装置を具備することが望ましい。

(3) ガス事情

ア. ガスの種類

都市部は都市ガス（天然ガス）他はプロパン

イ. カロリー数

(4) 水道事情

硬度が高い。機械によっては、軟水化装置の必要性について十分チェックする必要がある。これを怠ると供与後故障の原因となる。

(5) ビデオ方式

PAL-D

8. その他留意すべき事項

海送の場合、港まで出向き、通関のうえサイトまで輸送しなければならないが、車輛や大型機械以外の者は、混載のコンテナによれば、北京まで直接輸送できるうえ、通関も業者に委託することが可能である。また梱包についても、たとえ簡易であっても破損が少ない等の利点がある。

II 現地調達

1. 一般事情

最近ではコピー、コンピューター、ワープロ、車輛等、外国製品のノックダ

ウン生産を含め、国産品の水準は高くなりつつある。特にコンピューター、ワープロについては、中国語仕様という点で、それなりのメリットはある。しかし、品質、汎用性、スペアパーツ在庫の有無及びロックダウン生産の場合、部品に課税されていることから価格の面で未だ問題も多く、なお当面は輸入品の供与が望ましい。

制度上は、車輛を含め、原則としてすべての機材の輸入が可能であるが、当地において輸入品を購入する場合の方法と問題点は次のとおりである。

- (1) 商社を介する場合、現在、輸入品をとり扱っている現地法人は小数であり、品目も限られている事から、大半はこの方法による事による。しかし、現段階では、外国企業に許可されているのは事務所設置のみで営業行為は認められていない事から、各商社の権限は購入契約締結までであり、支払いは、各本社宛外国送金（円建て又はドル建て）という方法をとらねばならない。

これは、手続的に煩雑であるし、発注から納品までの時間は本部購送とほぼ変わらない。さらに一般的には、免税輸入は不可能である。

但し、機材によっては、中国の輸出入公司を介した契約であれば問題ないが、免税許可取得等は購入先ではできないので供与を受けるプロジェクト等においてその手続きを行う必要がある。

- (2) 現地法人からの購入

直接購入であるから、現地通貨による支払いは可能であるが、在庫が少なく、必要時の購入に対応しにくい。またスペアパーツ等も不備である。

価格の点では輸入時に関税をかけられているケースが多いので割高となっている。

現地購入の場合、本部購送に比べ、アフタサービスが受けやすい、というメリットがあるのが通例であるが、中国の場合は、スペアパーツや技術者等の不足のため十分なサービスは期待しにくい。

以上により、機材にもよるが現時点においては、全般的に現地調達によるメリットは見出しにくい。又最近では契約をドル建とする傾向が増えてきており、この場合現地調達用資金送付にあたっては中国事務所のドル口座宛送金されたい。

## 2. 輸入禁止品目及び国産品奨励品目

1. 乗用車（箱形・小型乗用車（SALOON型）、マイクロバス、ジープ）
2. AV機器（撮影機、ビデオデッキ、テレビ、カメラ、テープレコーダー）
3. 耐久消費材（クーラー、電気冷蔵庫）

上記輸入禁止品目の輸入が必要な場合は中国側関係省庁よりの許可取得が不可欠とされているので前広に事務所へ連絡が必要。

なお1989年5月1日より、以下の9品目については別途商品検査局の許可が必要となったがJICA等の実施する無償供与、個人的使用のものについては免除されることとなっているが、免除手続きが必要で前広にインボイス等の書類を送付する必要がある。

①自動車 ②モーターカー（オートバイ） ③モーターカー発動機 ④冷蔵庫 ⑤冷蔵庫コンプレッサー ⑥エアーコンディショナー ⑦エアーコンディショナー用コンプレッサー ⑧テレビ（白黒・カラー両方） ⑨テレビブラウン管

## 3. 現地調達合理的とみられる品目

文房具、軽微な事務機器（但し、品質は若干劣る。）

## 4. 現地調達に際しての免税の有無

一般事情の項参照



## インド

## I 本邦からの購送

## 1. 一般事情

要請書の提出などかなりの時間を要するが、機材の引取りは、1～2の例外を除き（4. (3)関税について、参照）、割合良好に実施されている。

## 2. 梱包について

港湾施設の状況とクレーン等の性能からみて特に梱包サイズの制限はない。但し国内輸送については、長さ巾6 m以内のものはトラックで運べるが6 m以上になると貨車（鉄道）利用になる。また、送付先が僻地の場合はクレーン等がなく、荷物のトラック等からの荷おろしは人力となるので、大きくて重量のある梱包は避けたほうがよい。

## 3. 盗難防止措置について

盗難防止の点からみれば、スチール・ケース梱包とか、車輛等の付属品は取り外して別梱包する方が望ましい。

鉄道輸送よりトラック輸送の方が安全度は高い。

危険性のあるのは税関において受取人立会の上梱包を開けるが、その際一度に多くの梱包を開けると品物がなくなる可能性があり、又なくなったという話もある。

## 4. 通関について

## (1) 事前に措置すべき事項

通関には船積書類提出後1週間～10日要するので船積書類の送付は出来るだけ早期の方が望ましい。

## (2) 機材陸揚後通関引取りまでの所要日数（過去の事例から）

	(海送の場合) 通関日数	(空送の場合) 通関日数
最短日数	7日	4日
最長日数	20日	7日

なお、ボンベイ～デリー間の輸送日数はトラックの場合7日、貨車の場合  
は3週間である。

(3) 関税について

インドの場合、原則として受取機関が関税（機材購入価格の150%前後）を  
払うことになっている（無税の場合もある）。インド側が要請書（A-4）  
提出の際予算措置等をとっておれば問題はない。予算措置等が不備な場合は、  
手続が長引き最近引き取りまで6ヶ月近くかかった例もある。

(4) 機材の通関、プロジェクト・サイトまでの輸送業務の主たる取扱者

受取機関が通関業者、輸送業者を指定する。

5. 保険の付保期間

保険は到着港までのカバーでよいが、保険証券のSpecial Clause for J I C  
AのSurvey Report に関し、Authorized Insurance Surveyorsを追加した方が  
实际的である。

6. 港湾の状況

(1) 機材陸揚げの港湾名

ボンベイ、カルカッタおよびマドラスがあるが、施設の点からボンベイが  
最も優れている。

(2) 沖待ち、滞貨の有無

ボンベイにおいてもバースの不足のため6日程度の沖待ちはある。又時々  
ま荷役労働者のストライキがある。

7. 機材選定に当たっての留意事項

(1) 車 輛

ア. ハンドルの位置

右

イ. 車体の色

酷暑の時期が長いので、ライトカラーが望ましい。

ウ. 安全ベルト、安全ヘッドレス等安全装具の備付の義務付の有無  
法律上の義務付はないが必要である。

エ. エンジンの仕様は、ガソリン、ディーゼルの何れが望ましいか。

オ. その他

酷暑の地であるのでエアコンディショナーの備付が必要であるが、ニューデリー等北部地域は冬季（11, 12, 1, 2月）にはかなり冷えこむのでヒーターの備付も必要である。

(2) 電気事情

ア. 電 圧

220～250V

イ. 電圧の変動幅

150～270V

ウ. サイクル数

50Hz

エ. プラグ型

3 pin

オ. その他 夏季（4月～10月）は停電が頻繁に発生する。

(3) ガス事情

ガスの種類

LPG

(4) 水道事情

ニューデリー始め多くの都市部が水不足に悩んでおり、給水時間は朝夕の2～3時間のみである。よって、多くの家はその対策措置として、いくつかの貯水槽を設けている。

8. その留意すべき事項

## インド

インドは要請書の提出等かなりの時間を要するが、機材の引取は割合良好に実施されている。

## II 現地調達

—インドは特殊な事情にある。—

インドは国産品奨励国であり、一般には輸入禁止である。機材についていえば電子機器及び医療機器を除いては一通りインド製又は、外国企業にとり技術提携による製品がそろっているが、信頼性、アフターケア体制の点には、やや難がある。

供与機材はインド製のものはインド政府の負担が原則で現地調達として考えられるのは携行機材に限られる。携行機材としてインド製が適当かどうかは専門家の判断の必要なところであるが、インドの場合、なれた機材を日本から送付した方が良いと考えられる。但し、インド製・日本製を問わず電気製品の場合は、当地の頻繁な停電、激しい電圧変動による故障が発生しがちなため、電圧安定器（スタビライザー）は絶対に必要である。また、電圧安定器は現地製のものは品質が悪いため、機材本体同様、日本から送付した方が良い。

パソコン・ワープロ等OA機器に関していえば、使用ソフトの問題から通常日本から持ち込むことになるが、当地でのメンテナンスは、現在のところ、ごく簡単な故障を除き不可能である。

なお、現地調達の場合免税措置（Sales Tax 5～10%）は出来ない。

## インドネシア

## I 本邦からの購送

## 1. 一般事情

## (1) B/L, インボイス等をインドネシア事務所あて早期に送付すること

機材の免税引取り手続書類（通商P, P. 19）の作成は、船便、航空便ともにJICA事務所がインドネシア内閣官房協力局に代わり行っているため、B/L, インボイス, パッキングリスト等関係書類（写）書籍が含まれる場合にはその英文リストを、購送手続き完了次第、遅くとも3週間前までにインドネシア事務所に到着すべく送付すること。

なお荷受人（Consignee）はプロジェクト協力にあつては、プロジェクト名、単発専門家にあつては、配属機関名とし、住所は出来る限りジャカルタ市内の所属機関当局名とすることが望ましい。

## (2) 機材供与要請書（A4フォーム）と送付機材リストが一致していること。

A4フォームに記載のない機材の免税引取りは、供与先や「イ」内閣官房技術協力局が難色を示し、最悪の場合は引取不可能となるなど問題が多い。この点専門家からの直接要請に基づく、購送決定には特に留意して予めインドネシア事務所に照会するなど、事前の手配を行う必要がある。

## (3) 調査用機材の通関について

調査用機材も通関の所要手続きをとることなく引き取ることは出来ない。従って調査団訪「イ」に先立って、少なくとも3週間前に次の事項をインドネシア事務所あて通報すること。

- i) 機材品目名、数量、価格
- ii) ケースNo及び梱包個数
- iii) 調査終了後贈与する機材であるのか、持帰りする機材であるのかその区別
- iv) 機材到着のFlightNo及び到着月日

v) プロジェクト名

インドネシア事務所は、以上の項目の通報に基づき、所要書類を作成して、「イ」国技術協力の窓口であるSEKNEGに免税手続を行い、許可を得た後（通常7～10日間を要す）、税関当局に通関許可の申請（許可までに3～4日を要する）を行うが、この場合、上記i)～v)の通報と実際に持ち込んだ機材の詳細（例えば、梱包個数、価格FlightNo等）が異なった場合は、上記手順に従って再申請を余儀なくされるので、間違いのない様通報すること。

(4) 車輛等の通関について

車輛は原則として輸入不可（例外的に特殊車輛は認められる場合もある）。

(5) 同一プロジェクトで、プロジェクトサイトが2ヵ所以上に分散している場合の取扱い。

例えば、看護教育プロジェクトは、ジャカルタとウジュンパンダンの2ヵ所において実施されたが、供与した機材について、左右のある部品をジャカルタには右ばかり、ウジュンパンダンには左ばかりを誤って送付したケースがあった。

このような基本的な過ちのないよう、同一プロジェクトであっても、プロジェクトサイトが2ヵ所以上の地域に分散して置かれている場合は、仕様書作成もプロジェクトサイト毎とし、輸送についても同一 Consignee（荷受人）であっても仕向地はそれぞれのプロジェクトサイトとして梱包、送付すること。

2. 梱包について

港湾施設等に特に問題はないと思われるが、海送の場合、引き取り、国内輸送を行う指定業者の設備能力に問題があり、プロジェクトサイトでの積降しに支障があるため、大型機材は単体梱包とするなど重量面で配慮すること。

また、空送の場合は、地方への輸送を必要とする場合、ローカル機の積降し口が狭いこともあるので事前に機種をチェックの上適合した梱包とすること。

### 3. 盗難防止装置について

当国税関における荷物の検査は、荷物引取り業者と税関吏の両者のみの立会いの下で実施され、日本側専門家等が同機材を検査するのは、機材がプロジェクトサイト等に搬入されてからとなる。従って、プロジェクトサイト到着までに盗難にあう場合、その防止は難しいと思われるが、取り得る手段としては小型で金額のはる機材については、他の供与機材と同梱するなど工夫すること。

また、車輛用部品等は盗難の恐れがあるので梱包はスチールケースによる梱包が望ましい。

### 4. 通関について

#### (1) 事前に措置すべき事項

「イ」国プロジェクト担当機関内部の引き取り経費の問題による手続きの遅れや、海送の場合、引き取り業者が3社（P T Trisari, P T Ujung li-ma, P T Varna Tirta Prakarsa）に指定されている事による通関の遅れが一般的傾向であるが、輸送手続等に関してはB/Lのオリジナル、Invoice、Packing Listが前広に送付されれば、特に問題はない。

空送の場合は、Airway Bill (2ndあるいは3rd Originalでも可) Invoice、Packing List (但し、Invoice、Packing List には、梱包後の荷物個数及び荷姿、価格、便名に関する情報を含むこと) を予め当事務所宛送付すること。

※ 調査団あるいは専門家が同時携行する場合はAirway Bill は必要ではないがInvoice、Packing List の他、携行する者の氏名の前広な事務所への通報が必要である。

#### (2) 機材陸揚後通関引取りまでの所要日数（過去の事例から）

	(海送の場合)	(空送の場合)
最短日数	15日	7日(3※)日
最長日数	1年以上	1年以上
平均日数	90日	30日

※ ただし、必要書類の前広な送付（約3週間前）により諸手続を完了した場合。

長期間要した主な理由

- (ア) 相手側の引取り予算の確保（上記最長の例は主としてこの理由による）
- (イ) 要請内容と異なる機材が Invoiceに入っていたため無税引取り承認が行われず、再度要請書取付けを行ったため
- (ウ) 専門家携行機材の場合、赴任時まで無税引取り書類の作成ができなかった為

(3) 関税について

当国に於いて、関税を課せられたケースはない。

(4) 機材の通関、プロジェクト・サイトまでの輸送業務の主たる取扱者

JICA事務所は供与機材については無税引取申請書（通称P. P. 19）を作成し、プロジェクト担当局又は専門家配属先の機材引取り担当者にこれを引渡すだけであり、その後の業務は全て相手側の責任、負担により行われている。

(5) その他問題点

ア、当国の場合、全供与機材について無税通関が適用されるが、通関業務は政府指定業者のみが取り扱えることとなっており、どの場合にも機材引取り諸掛かり（手数料+倉庫料）は同業者に支払う必要がある。これは調査団同時携行機材を引き取る際にも同様である。供与機材引取りの諸掛りの負担先である「イ」国関係機関が業者に支払う際、実際の料金にある金額を上乗せして支払い、後日同業者より上乗せ分を受取るというケースが相当数あるようである。「イ」国関係機関による無税通関及び引取り手続の遅れの原因は、「イ」国内のこのような悪習に起因しているものも多いようである。

イ、インドネシアは、政府の予算不足により、供与機材引取りにも影響が出ている。調達部の問題ではないが、「イ」側の負担を軽くする観点からJICAで引取り料を負担するなどの方策も考えるべきである。

5. 保険の付保期間

海送の場合

180日程度

空送の場合

120日程度

## 6. 港湾の状況

## (1) 機材の陸揚げの港湾名

タンジュンプリオク港（ジャカルタ），ベラワン港（北スマトラ州メダン地区），パレンバン（南スマトラ州），パンジャン港（ランポン州），スラバヤ港（中部ジャワ），ウジュンパンダン港（港スラウエシ州）バリクパパンおよびサマリンダ（カリマンタン）

## (2) 沖待ち，滞貨の有無

一般にいられている程はないが，時として沖待ち，滞貨ともある。

## (3) 港湾施設，クレーン，倉庫等の状況

(1)の港湾については，一応の荷役機械があり支障はない。

## (4) その他

一般的に荷役の取扱いが乱暴であり，梱包は丈夫なものにする必要がある。

## 7. 機材選定に当たっての留意事項

## (1) 車 輦

ア. 「イ」国は完成車の輸入を禁止しており，輸入には商業省の特別許可を要する。車種としてセダン，ステーションワゴン四輪駆動車の輸入は不可能である。

イ. 雨が多く車体の老朽化が早いので車体の下（裏）にさび止めをすることが望ましい。

## (2) 電気事情

## ア. 電 圧

220V（127V，110Vの地域もあり，使用地域事情を確認する必要あり）

## イ. 電圧の変動幅

精密機械にはスタビライザーを使う必要あり。

## ウ. サイクル数

50Hz

## インドネシア

### エ. プラグ形

大型2年ピン。一部はアースの付いた3本ピンのももある。

### オ. その他

1月のピーク時とそうでない時の電圧変動が大きい。時に停電がある。

無停電電源装置の設置を必要に応じ考慮する必要あり

## (3) ガス事情

### ア. ガスの種類

プロパンガス (ごく限られた地域に都市ガスあり)

### イ. カロリー数

11,900cal (プロパンガス)

5,000cal (天然ガス)

### ウ. その他

圧力60mmAg

## (4) 水道事情

水質が悪く、飲料用に全く適さない水道水である。断水が多くジャカルタでは上水の他に井戸水を併用することが多い。

## 8. その他留意すべき事項

- (1) 機材の選定、梱包等について、インドネシアは高温多湿という点を十分考慮すること。特にゴムは高温のため老化が著しく、日本では考えられぬ程の期間で使用不能となってしまう。スペアパーツの定期的補給あるいは余裕を持った数量調達を考慮すること。

また複写機などはインドネシアにあるメーカーであっても、日本と型が違うため、サプライ用品のインドネシアでの購入が不可能なものがあるので原則的には現地調達とすること。本部購送の場合は、事前に事務所に問い合わせること。

- (2) リモートセンシングプロジェクトによると、「イ」国では現在稼働中のコンピューター (日本以外からの供与も含む) は全て空送によってなされたものとのことである。海送によってなされたコンピューターは全て故障し使用

されていないということであり、唯一の例外が同プロジェクトに供与されたコンピューターとのことである。かかる観点から今後コンピューターを供与する場合には空送によるのが良策と思われる。

(3) 供与機材には全て英文の取扱説明書の同梱を義務づける必要がある。

## II 現地調達

### 1. 一般事情

(1) 機材の購送については、通常本邦から4～5カ月を要し、現地での引取りまでに更に数カ月を要している状況から、次のような機材については現地調達が望ましい。

#### ア. 農業機械等一般に市販されている機材

これらの機材は機能的に現地状況に適したものであり、かつその製造会社は本邦企業との合弁会社であるといったケースが多く、アフターサービスの面でも十分のフォローが期待できる。

#### イ. 車 輦

車輛は概ね輸入禁止となっており、輸入を認められても、その手続きに多くの日数を要する。

#### ウ. 事務機器、視聴覚機材、什器備品、文房具

品質的には問題はなく、輸送費を考慮したとき、価格的にも現地で購入した方が有利である。

(2) 現地調達の場合、物品価格に付加価値税 (V A T) が平均10%加算された額が購入価格となる。

### 2. 輸入禁止品目及び国産品奨励品目について

(1) 輸入禁止及び制限品目 (1992年7月現在)

家畜類

にんにく、クローブ

乳製品

穀物類

インドネシア

カーボン紙・ステンシルペーパー	大豆類
アルコール飲料類	くずかご（針金製）
砂糖類	塩
Glucose（砂糖及びサッカリン のようなもの）	石炭
自転車チェーン	亜硝酸製品
化学肥料	動物を捕らえる為の金道具
虫より以外の蛾発生粉殺虫剤	各種印刷物
包装用袋	スチール製品
亜鉛製品	石炭製品
鉛製品	クロミウム製品
パイプ導管類	プラスチック製品類
各種農機具類	アルミニウムパイプ
ボイラー	各種車輛運搬具（特殊車輛は例外）
エンジン類	オートバイ、スクーター等
建設、道路工事用機材	ブルドーザー類
チェーンソー	鋼鉄
鉄板類	乗用車
ライター	ジープ
トタン	トラック、タンカーローリー

(2) 国産品奨励品目

インドネシアにおいては、ナショナリズムの高まり、また毎年約 230万人の新規就業者に対して雇用機会を創出しなければならない等の事情を背景とし、政府の強い指導によりある時は経済合理性を犠牲にし、国産品の使用促進/国産化が促進されている。

ミルク及びその他酪農品	マッチ
乾電池	ペンキ
グルタミン系調味料	ラッカー製品
紙巻きタバコ	皮革・合成皮革の靴およびスリッパ類

くわ・すき	レンガ・タイル
クギ・ネジクギ・ナット・ボルト	ミシンの組立て
洗濯石けん	製氷
ヤシ油加工品	製缶
釘・鉄線	歯ブラシ
製粉	蚊とり線香
ビスケット・菓子・パン	時計組立て
歯みがき粉	段ボール
自動車タイヤ・チューブ	麺類
靴墨・ポリッシュ用原料	ファスナー
プラスチック製品	皮なめし
印刷	かつら
自動車組立	家具
印刷用インク	ラジオ・TV・冷蔵庫・エアコンの組立て
エナメル製品	繊維
アルミ家庭用品	紙
キャンデー	亜鉛鉄板
ソフト・ドリンク類	医療品
コンクリート・陶器タイル	

3. 現地調達が合理的とみられる品目（但し、一部品目は近い将来値上りが発表される予定）

品名	仕様	価格 (Rp)	備考
農業機械	クボタ 3機種	6,400,000	納期 二週間
	トラクター (2輪)	~ 9,440,000	
	ヤンマー 2機種	4,345,000	納期 1ヵ月
	(4輪)	~ 7,198,500	
	クボタ 6機種	22,797,600	納期 二週間
	ヤンマー 1機種	~81,640,800 37,300,000	納期 1ヵ月
Rice Huller	ヤンマー 1機種	1,352,000	納期 二週間
Paddy Thrtsher	ヤンマー 1機種	678,000	納期 二週間

品名	仕様	価格 (Rp)	備考
自動車			
前後輪駆動車	トローバー	38,000,000	納期 三週間
トラック (3t)	三菱 (ディーゼル)	24,000,000	納期 二週間
ミニバス	三菱ミニバスT120	37,000,000	納期 二週間
	トヨタキジヤン	26,500,000	納期 二週間
乗用車 (セダン)	トヨタクラウン (2000ccエアコン付)	50,556,000	納期 二週間 免税 価格
	トヨタコロナ (2000ccエアコン付)	30,471,000	納期 三週間 免税 価格
	トヨタカローラ (1600ccエアコン付)	25,061,000	納期 三週間 免税 価格
事務機器			
タイプライター	オリンピア社製 8機種	940,000 ~ 3,750,000	納期 即日
	ロイヤル社製 8機種	1,500,000 ~ 3,500,000	納期 即日
	ブラザー社製 11機種	1,244,500	納期 即日
複写機	XEROX 7機種	8,125,000 ~ 35,000,000	納期 二週間
	キャノン 5機種	4,900,000 ~ 15,700,000	納期 二週間
	シャープ 11機種	3,380,000 ~ 10,750,000	納期 二週間
視聴覚機材			
オートスライド プロジェクター	Cabin 1機種	350,000	納期 即日
	Elmo 2機種	350,000 ~ 850,000	納期 即日
映写機	Elmo 16m/m 1機種	2,200,000	納期 即日
	三協 8m/m	500,000	納期 即日
	Bell and Howell 35m/m	6,000,000	納期 即日
Video Camera Set	ソニー (含む, カメ ラビデオ, カセット, モニター)	4,500,000	納期 1週間
什器備品			
二段キャビネ	ライオン	177,000	納期 即日
	アルパ	168,000	納期 即日

品名	仕様	価格 (Rp)	備考
三段キャビネ	ライオン	210,000	納期 即日
	アルバ	207,000	納期 即日
四段キャビネ	ライオン	244,000	納期 即日
	アルバ	240,000	納期 即日
両開キャビネ	ライオン 2種	285,000	納期 即日
	アルバ	341,000 325,000	納期 即日
片袖机	ライオン	335,000	納期 即日
両裾机	ライオン	528,000	納期 即日
タイプライター台	コニカ	85,000	納期 即日
白板 (片面)	Daiihi製 4種	16,800	納期 即日
		139,500	納期 即日
		225,000	納期 即日
(両面)	Daiihi製 4種	325,000	納期 即日
文房具			
ボールペン	BIG	3種 325	
		パイロット	2,250 325
バインダー	-	5,000	
サインペン	パイロット	17,500 1,650	
カーボン紙	-	2種 7,200	
ナイフ	-	2種 ~15,000/箱 10,450	
ファイル	-	4種 ~13,000 4,600	
クリップ	-	3種 ~19,500 3,000	
ダイモ	機器	2種 ~9,600/箱 55,500	
	テープ	2種 ~77,150 1,000	
封筒		5種 ~1,500 2,500	
消しゴム		5種 ~25,000 450	
用せん類	各種あり	1,700	
		5,025	
パンチ	5種	8,500	
		9,625 73,325	

品名	仕様	価格 (Rp)	備考
定規	40cm	1,000	スタンプインクあり ※上記の他文具類は殆ど調達可能
	30cm	800	
スタンプ台	5種	2,550	
ホチキス	MAX 5種	5,125	
		1,275	
		12,400	

(注) なお、視聴覚機材、什器備品、文房具類も不定期に価格変動がある。

#### 4. 現地調達に際しての免税の有無

現地調達品目が輸入品であれば、既に税金が加算された額での価格となり、免税は現在のところ期待出来ない。

乗用車（トヨタ車・クラウン・コロナ・カローラ・マツダ車・カペラ・ファミリア・三菱車・エテルナ・ランサー）については免税、但し専門家、特権免除等の制限内で購入することが可能。

## マレーシア

## I 本邦からの購送

## 1. 一般事情

機材の通関に当っては、「マ」側配属機関が事前に免税及び機材の種類によっては輸入許可申請の手続をとらなければならない。これには、4日ないし10日の期間が必要であり、円滑かつ早急な引取りのためには、B/L、パッキングリスト、インボイス等の船積書類オリジナルを可及的速やかに送付しなければならない。また、引取りまでにかかる日数をできるだけ短縮するため、前もって免税等の手続を進めておくことが望ましいので、予め供与機材の全容（リスト、個数、各機材の価格等）を通報する様配慮すること。

## 2. 梱包について

特に問題は生じていない。

## 3. 盗難防止措置について

特に問題は生じていない。

## 4. 通関について

## (1) 事前に措置すべき事項

通関を円滑に行うための配慮

ア、B/L等の船積書類一式を事前にパウチで送付すると同時に、FAXで当事務所にB/L番号、到着日、到着便、パッキングリスト、インボイス等をあらかじめ通報すること。これは、「マ」側関係当局が免税手続を前もって進めておくためである。この所要日数は4～10日である。ただし、関係当局の担当者が不慣れ、不在の場合は遅延する。

イ、Consignee の表示について、内容物が将来配属先に帰属するような物品

であるにも拘らず、JICAマレーシア事務所を Address とする専門家宛に送られてくるケースがある。このような場合、事務所は配属先宛に通知文書を出しているが、引取所要日数は当然余計にかかることになっているので Consignee については配属機関とすること。

ウ. ビデオテープ・映画フィルムは検閲の対象となるので、引取りに1ヶ月以上を要する。このため、本数が少なければ携行するのが望ましい。

エ. 日本国内向け仕様のラジオ、ラジカセ等は受信帯が軍用と重なることから持ち込み禁止である。

- (2) 機材陸揚後通関引取りまでの所要日数（過去の事例から）  
（事前の措置が整っている場合）

	（海送の場合）	（空送の場合）
最短日数	3日	2日
最長日数	30日	30日
平均日数	15日	10日

長期間要した主な理由

- ア. 専門家携行機材で、はじめて専門家を受入れる配属機関の場合には、免税等の手続きの不慣れ。
- イ. 取扱業者の不慣れ（業者選定は「マ」側配属機関）。
- ウ. 船積書類の送付がパウチに頼っているため遅い。
- エ. 年末休暇、中国正月、断食明け休み等で「マ」側関係当局の事務が停滞した場合。

- (3) 関税について

機材及び赴任後6ヶ月以内に送付される個人荷物は免税となる。（詳細については「GENERAL CIRCULAR NO1」を参考のこと）

ただし、民活専門家の携行機材及び機材ではないが本部から事務所宛に送付（郵便、クーリエ）したものに課税された例がある。

- (4) 機材の通関、プロジェクト・サイトまでの輸送業務の主たる取扱者  
「マ」側配属機関の指定取扱業者。（手数料が必要）
- (5) その他問題点

ア. 船積書類の送付が遅く配属機関が手続を進められない場合等に、現地引取業者が独自に関税を払って引取りを行い、関税手数料等を請求してくる例がある。

イ. サバ、サラワク両州は独立性が高いことから、同地への機材はクアランプールを経由せず、直接、クチン、コタキナバルへ発送すること。

## 5. 保険の付保期間

空送は場合30日、海送の場合輸送期間プラス約30日。

## 6. 港湾の状況

### (1) 機材陸揚げの港湾名

主要港：ポート・クラン（半島マレーシア）、ポート・ペナン（半島マレーシア北部）、ポート・クチン（サラワク）、ポート・コタ・キナバル（サバ）他（詳細については「INFORMATION MALAYSIA」年鑑を参照のこと。）

### (2) 沖待ち、滞貨の有無

特に問題が生じる状況ではない。

### (3) 港湾施設、クレーン、倉庫等の状況

特に問題が生じる状況ではない。

## 7. 機材選定に当たっての留意事項

### (1) 車 輻

ア. ハンドルの位置

右ハンドル

イ. 車体の色

特に制限はない。

ウ. 車両の運転の際、安全ベルト、安全ヘッドレスト等安全装具の備付の義務付の有無

安全ベルト着用は義務、ヘッドレストは義務なし。

エ. エンジンの仕様は、ガソリン、ディーゼルの何れが望ましいか

## マレーシア

ガソリンが望ましい

### オ. その他

特殊な大型車等については、諸制限があるので事前調査が個別に必要。

## (2) 電気事情

### ア. 電 圧

240V

### イ. 電圧の変動幅

220V～260V。工業用400V～415V

### ウ. サイクル数

50Hz

### エ. プラグ型

三穴ソケット（アース付）

### オ. その他

電圧の変動幅が大きく、高価な機材にはスタビライザーが必要。また、落雷の影響を防止するため、マイクロプロセッサを組み込んだ精密機器にはパワーサージ防御器具を備えること。

## (3) ガス事情

### ア. ガスの種類

プロパンガス

## (4) 水道事情

クアラルンプールの水質は飲用も可能なほど良好であり水不足による断水もないが、地方では硬水の例も見られ渇水期には給水制限が行われることもある。

濾過器は気軽に現地調達できる。

## II 現地調達

### 1. 一般事情

当国には一部輸入制限（輸入許可）品目があるものの、基本的には日本以上

に自由化が進んでおり、現地調達で困難なものはほとんど無い。また、日本の主なメーカーは当地に代理店を有しており、時間、アフターサービス、スペックの詰め、価格等の点で現地調達が有利である。代理店が無い場合でも、輸入業者により、日本から手軽に取り寄せることが出来る。

## 2. 輸入禁止品目及び国産品奨励品目について

### (1) 輸入禁止品目

ラジオ (68~87MH Z, 102~174MH Zが受信できるもの)

### (2) 国産品奨励品目

なし

## 3. 現地調達が合理的とみられる品目

当国に場合、機材選定に当り専門家なりの当事者が当地に居る限り、ほとんどの品目について原則として、現地調達が合理的である。本邦購送の方が合理的であると思われる品目は、①オーダーメイドの日本製品、②現地調達といっても発注後日本からの取寄せになる機材であって詳細な仕様のつめ・アフターサービスが不要なもの (書籍、特殊な薬品、消耗品、スペアパーツ等)

ただし、短期専門家の場合は可能な限り赴任時携行が望ましい。

## 4. 現地調査に際しての免税の有無

免税あり、ただし、ノックダウン生産の自動車等の場合は、パーツ輸入時に相当の関税が課されているが、これの免税取扱いは無い。



## ネパール

### I 本邦からの購送

#### 1. 一般事情

##### (1) 通関について

ネパールは内陸国であり、海送の場合、インドのカルカッタ港で荷揚げされ、トラックによる内陸輸送の後、インド・ネパール国境（ラクソール・ビルガンジ）で通関し、プロジェクトサイトまでトラック輸送される。カルカッタ港における通関時にはネパール政府（商業省）発行の輸入許可書が必要である。カルカッタ関税局は貨物の滞留を抑制するため、超過金制度（Demurrage）をとっているため、機材の陸揚げ時には、輸入許可書がカルカッタ通関業者に送付されている必要がある。

ネパール国境通関時には、ネパール政府（大蔵省）発行の免税許可書が必要となる。関税当局はインボイスと機材とのチェックを厳しく行うので、車輛等の付属品（エアコン、ラジオなど）機材の付属品については必ず記載する必要がある。なお、免税許可申請の際、R/D、要請書（A4）と船積書類（特にインボイス）が照合されるので、機材名の英文表記について留意すること。

薬品等の温度管理品については、引取りには特別な配慮がなされるので、インボイスを前広に送付すればトリブバン空港（カトマンズ）到着時に引取ることが出来るので、緊急に引取りを要する機材については、空港書類の早期送付が望ましい。

##### 2. 梱包について

内陸国である当国では、機材が海送の場合、カルカッタ港で陸揚され陸送されてくる。そして通関はインドとの国境であるラクソールで行われるが、当所にある荷物保管倉庫は規模が十分でなく殆んど野積みとされる。また空送の場

合も保管施設の不足から同様のことがいえるが、この荷物が風雨にさらされることのみならず、クレーン等の不足により荷造りの破損ひいてはこれによる盗難が発生するため梱包には防湿防塵等十分な配慮が必要である。荷物は、積揚げ、積降し機械の不足から、殆んどの場合人力によるため、梱包もこれによる取扱い可能の範囲の容積とすること。

### 3. 盗難防止措置について

海送の場合、カルカタでの盗難が多いので堅固な梱包が望ましい。

また、車輛については、バックミラー等簡単に取りはずせるものについては盗難が多いため他の付属品とともに別の木箱に梱包すべきである。

### 4. 通関について

#### (1) 事前に措置すべき事項

日本サイドのとるべき措置としては留意すべきことはないが、車輛の場合付属品（エアコン・ラジオ等）は Invoice に明示しないと通関上問題となることが多い。

#### (2) 機材陸揚後通関引取りまでの所要日数（過去の事例から）

（事前の措置が整っている場合）

	（海送の場合）	（空送の場合）
最短日数	15日	2日
最長日数	180日	80日
平均日数	30～40日	10～15日

※ 但し、空送の場合は、託送便による通関書類入手後の所要日数である。

#### 長期間要した主な理由

コンサイニーである当国通関が輸入許可、免税措置等に必要な書類を作成の上通関引取りにあたるが、この手続きに当国の一般的事務処理能力の不足により時間を要すること及び当該機材供与に関して相手国政府内で十分な意志の疎通がなされていないことが多く、ほかの関係機関からのクレーム等により円滑な処理が妨げられるのが遅延理由である。

(3) 関税について

技術協力事業に必要な機材は、R/D、要請書類に基づき免税扱い。

(4) 機材の通関、プロジェクト・サイトまでの輸送業務の主たる取扱者

(海送) 内陸輸送業者(カルカッタ港の通関についてはインド人業者に  
限定される)

(空送) 専門家あるいはコンサイニーである当国機関

5. 保険の付保期間

6カ月の付保が望ましい。

6. 港湾の状況

(1) 機材陸揚げの港湾名

通常インド・カルカッタ港

(2) 沖待ち、滞貨の有無

カルカッタでの沖待ち、滞貨、港湾ストあり

(3) 港湾施設、クレーン、倉庫等の状況

陸揚港カルカッタについては不明であるが、到着した機材の荷姿から判断  
すると同港の状況も十分なものとは思われない。

(4) その他

カルカッタ港で陸揚げされ、保税倉庫の保管期間が一週間を越えると超過  
税(Demurrage)がかけられる。以降、滞留期間に応じて累進的に課税され、  
3ヵ月を越えると競売に付される。

7. 機材選定に当たっての留意事項

(1) 車 輜

ア. ハンドルの位置

右ハンドル

イ. 車体の色

特になし

ウ. 車両の運転の際、安全ベルト、安全ヘッドレス等安全装具の備付の義務付の有無

特になし

エ. エンジンの仕様は、ガソリン、ディーゼルの何れが望ましいか

ガソリン代が高い(約100円/ℓ) ことにより、ディーゼル(約40円/ℓ)が望ましい。

但し、カトマンズ等高地で使用する場合、ディーゼル車は冬季の始動にトラブルが生ずるので、ガソリン車が望ましい。

オ. メーカーによっては、パーツの購入(輸入)に期間を要するので3ヵ月程度のスペアパーツをつけるとよい。

カ. その他

可能な限り車体にJICAのマーキングを入れることが望まれる。

(2) 電気事情

ア. 電 圧

220V

イ. 電圧の変動幅

160V~250V

ウ. サイクル数

50Hz

エ. プラグ型

3ピン(但し、規格なし)

オ. その他

(3) ガス事情

ア. ガスの種類

プロパンガス(カトマンズ、ポカラ等都市部のみ)

(4) 水道事情

渇水期(5月~6月)には供給が困難となる。

年間を通じて給水制限(一日4時間)があり、水質は鉄分、マンガン、雲母の含量が高い、また殺菌が不十分のため微生物は多い。実験機器には、炉

過装置、純水製造装置が必要となる。

## 8. その他留意すべき事項

機材引取りにあつては、前述4-(2)に記した通りコンサイニーである当国機関がB/L、Invoice等通関書類をもとに輸入許可、免税書類を作成の上、各関係省庁の許可をもとめ、これが完了次第引取りにあたらねばならない。コンサイニーが相手国機関であることが通常であるため、引取り書類作成手続きは先方に委ねられてしまい、至急を要するものがあつても先方ペースで手続きが進められ、時として書類の不備、調整能力の欠如等により何カ月もこれに要することがある。その間機材の荷くずれ、破損、盗難等の発生率が高くなることから海送、空送に拘らず十分な梱包（特に5月～9月の雨期に送付されるものにあつては防水措置）につき配慮することが必要である。特に空送の場合、倉庫のスペースが限られていることから重量のあるもの、梱包の大きいものは全て倉庫外での保管となる。また海送の場合、カルカッタでの積み降ろし時の破損、盗難が多く、加えて印ネ国境での通関待ちにおいては名ばかりの倉庫があるのみで、実際は野外保管となることを考慮すべきである。

また最近、託送便にて送付される通関書類にB/Lオリジナルが含まれておらず、輸送業者経由でこれが送られてくることが多い。海外事務所としては業者よりのB/Lを待って上記引取り手続きを開始することとなり、このルートが引取りを遅らせる一因ともなる。従つて、B/Lオリジナルについては、従来通り必ず託送便にて送付する必要がある。

尚、薬品等温度管理品については引取りに特別な配慮がなされてはいるが、送付に先立ち予めInvoiceの送付があれば、この早期の引取りが可能となるのでこの点の配慮が望まれる。

また、Invoiceに表示された品目あるいは数量と実際に到着した機材に相違が見られることもあるので、機材検収の際注意すべきである。

## II 現地調達

### 1. 一般事情

当地にある商社または電気製品販売店を通じ香港、シンガポールから輸入可能である。対象品目は、医薬品（インド製）、複写機、パソコン等事務機器一般、自動車（小型乗用車及びランドクルーザーとその部品）、家庭用電気製品、発電機等である。

## 2. 輸入禁止品目及び国産品奨励品目について

(1) 輸入禁止品目

(2) 国産品奨励品目

特になし（殆んど輸入に依存している）。

## 3. 現地調達合理的とみられる品目

(1) 事務機器：複写機、パソコン（IBM互換）及びタイプライター

(2) 事務用品：事務用消耗品

(3) 薬品類：医薬品の一部（インド製）

(4) 乗用車：ランドクルーザー、小型乗用車、オートバイ及び部品

(5) 発電機

## 4. 現地調査に際しての免税の有無

輸入品を発注する場合は必要な手続きを取れば免税となる。

## パキスタン

### I 本邦からの購送

#### 1. 一般事情

(1) 車輛等については通関手続を円滑にするため、政府間の供与物品であることの表示（ラベル）は忘れないこと。

また、ラジオ等の付属品はパッキングリストに記載されている限り盗難被害が少なくなっているが、場合によっては取り外して別梱包することが必要である。

(2) 仕向地における積降し機械に不足により、仕向地によっては大型梱包は避けること。

(3) 通関検査に必要なインボイス、パッキングリストにおける品名、数量等は可能な限り詳細に記載し、“一式”“その他”等の表現は避けること。

又、付属品等で記載のない場合は、盗難にあうケースが多発しており注意が必要である。

(4) 高温期は、5月・6月・7月で気温は40～45℃となり梱包内温度は60℃に達することがあるので、物品によっては、購送時期あるいは梱包方法に留意する必要がある。

#### 2. 梱包について

仕向地によっては荷降し機械は少なく、人力に頼っているので大型の梱包は避けるとともに、天地指示の必要な場合は明示すること。

#### 3. 盗難防止措置について

取扱注意品、電子機器等については、可能な場合これをまとめスチールコンテナに入れるなどその活用を検討する必要がある。また、特に車輛の付属品、ツール類等は盗難をさけるためインボイス・パッキングリストに詳細に記載す

ること。

#### 4. 通関について

##### (1) 事前に措置すべき事項

ア. 政府ベース及びグラント資機材であることが明示するサイドマーク<ラベル>を記して送付する。

イ. 輸入通関手続は、B/L等船積書類または Airway Bill等空送書類の原本の到着をもって開始するため、これら書類の事前の送付が必要である。

##### (2) 機材陸揚後通関引取りまでの所要日数（過去の事例から）

	(海送の場合)	(空送の場合)
最短日数	25日	10日
最長日数	180日	30日
平均日数	30日	15日

##### 長期間要した主な理由

- ① 通行税やその賦課税に対する中央歳入庁（CBR）の役人の解釈が人によって違うため免税手続に支障をきたし、更に右クリアのあとは、その間累積した倉庫料を又免税させる為の手続に、不必要な時間と労力・費用の浪費を余儀なくされた。
- ② 船荷の場合、カラチ港に到着後も沖待ちのため荷おろしできないことがある。
- ③ また、シンド州内陸輸送通過税の無税手続きのため、カラチ港にて足止めされる事もある。（特に無償賃金協力事業の資機材）  
特に鉄道輸送は貨車待ちに2週間を要する事もある。

##### (3) 関税について

関税は協定通り無税であるが、通関役人が先方経済省発給の無税通関証明書を有効とせず、CBRの証明書やR/D等プロジェクト関係書類の提出を求めることがあり、通関に長期間を要することがある。

これらの理由により通関に時間を要すると、倉庫料が相当高額になるため、

迅速なる手続が必要となる。

機材倉庫料（車輛を含む）

無料期間 2 日間

倉庫料 RS / m<sup>3</sup>・日

1～10日	16
11～20日	23
21～30日	31
30日以上	47

- (4) 機材の通関、プロジェクト・サイトまでの輸送業務の主たる取扱者  
プロジェクト側担当官およびパ側が指定する通関業者が行う。
- (5) その他の問題点

通関には極めて複雑多様な手続きをとることでもあり、本邦における、パッキングリストの作成は、業者まかせの場合単純な記述となって、個々の品物を識別（個数等）するに困難を極める事がある。全品にわたる詳細なリストが是非必要である。

また、通関業者も日本の援助供与物品の通関手続きに慣れた、使用ある業者を使うことが種々雑多な問題を比較的短期間で解決する上で重要である。

## 5. 保険の付保期間

空送：最低 1 ヶ月

海送：最低 2 ヶ月

## 6. 港湾の状況

### (1) 機材陸揚げの港湾名

カラチ港

### (2) 沖待ち、滞貨の有無

カラチ港陸揚げ貨物の増加に伴い、時期によっては沖待ちとなるが、大旨円滑であり特に問題はない。車輛については、滞貨が常態であり、時間的に

余裕を見る必要がある。

(3) 港湾施設、クレーン、倉庫等の状況

特に問題なし。ただし、倉庫等の保管施設は老朽化が進み完備しているとはいえず、機材の到着が雨期に当たる7月～9月期には、梱包の防水に注意する必要がある。

(4) その他

小さな盗難が多くみられる。この対策には、パッキングリストに「付属品一式付」といった表示では、受領あるいは通関時に同梱内容の細目にわたるチェックが困難なため、付属品を含め全品目を記載したリストの添付が必要である。

7. 機材選定に当たっての留意事項

(1) 車 輻

メンテナンスの必要から当国に輸出している車種及びその車の取扱店があるものが望ましい。

ア. ハンドルの位置

右

イ. 車体の色

特になし

ウ. 車両の運転の際、安全ベルト、安全ヘッドレスト等の安全装具の備付の義務付の有無

特にないが事故多発のため必須。

エ. エンジンの仕様は、ガソリン、ディーゼルの何れが望ましいか

地方に行くとガソリン入手困難な場合があり、又、コストの面でもディーゼルの方が望ましい。

オ. その他

無謀運転による事故が多く安全性のうえから、小型車輻は避けたい。特に調査用車輻は大型の四輪駆動車とすべきである。

(2) 電気事情

ア. 電 圧

通常家電 220V 50Hz

イ. 電圧の変動幅

相当大幅に変動する (±20V)

ウ. サイクル数

50Hz

エ. プラグ型

丸ピンプラグ (小容量2ピン型, 大容量3ピン型)

オ. その他

乾期にあたる1, 2, 3月, 及び酷暑期の5, 6, 7月は停電, または電圧変動が激しいことから精密機器, 大型機械等には, サーキットブレーカーあるいはスタビライザーを組み込み, 又は付属させることが必要である。

(3) ガス事情

ア. ガスの種類

天然ガス (都市ガス)

イ. カロリー数

980 B U T / F t = 247 Kcal

ウ. その他

供給は豊富 (へき地の場合, ポンベによる供給あり)

(4) 水道事情

水質が悪く, 硬度も高い。泥土による汚濁もあり, また, 供給は時間給水のため, これらの点から化学機器に対する水の使用には活性炭及びアンバーライト樹脂による濾過が必要である。

なお, 給水管に直結する水使用は不可能であり, 地下タンク貯水後屋上タンクに揚水し重力により屋内配水する方式が普通のため水圧・水質の確保が必要な機材は特に留意すること。

### 8. その他留意すべき事項

一般的に自動化装置等修理が困難な最新型の機材は極力避け、当国での維持管理能力に見合う機材の選定が必要であり、また、パーツ類については予備として購送はもちろんであるが、その後の補給についても輸入の場合、注文後最低3ヵ月を要することから十分考慮することが肝要である。高度に過ぎる機材の供与は専門家が指導する場合でも避けること。

## II 現地調達

事務機器等アフターサービス契約を必要とする物品については現地調達が得策であり、種類は限られているが複写機、FAX機、英文パソコン等は入手可能である。

車輛については、無税現地購入の場合、通常新たに免税輸入手続きを取る必要があり、発注前払い後納品に最低3ヵ月かかることから、現状では、本部よりの購送の方が手続きがより簡単であり、かつ入手が早い。

# フィリピン

## I 本邦からの購送

### 1. 一般事情

車輛は、高額な課税対象新車に関し(200%)となっているため、免税手続の審査は厳重であり、手続きを踏む窓口も多く通関にはかなりの日数(1ヶ月～40日程度)を要している。

梱包は海送、空送とも現行の方法で差支えないが、港湾倉庫などで、巷間に売却可能な品などは盗難に会うこともあるので、このようなものについては密封梱包するとか、また外箱に品名を表示しなければならないような場合でも、日本語によるとか、それなりの配慮が必要である。

(注) 車輛等のうち乗用車につき大型車(2800cc以上)の輸入は専門家の携行機材、調査用機材を含め、現在禁止されている。

日比間の海送期間は10日程度であり、B/LがJICA本部から事務所に送付される頃には荷物がマニラに到着しているケースが多いので、免税引取り手続き開始期を早めるためにも船積書類インボイス、パッキングリストB/L(コピーで可)、を早期に送付する必要がある。

### 2. 梱包について

当国においては、現行の梱包方法等で差支えない。

### 3. 盗難防止措置について

盗難を誘発するような中身の解る梱包を避けるだけでもかなりの防止が予期される。これは、今までに盗難にあった機材のほとんどが、その程大きくない電気製品、車輛スペアパーツ等、即売却可能な物品で、誰でも購入を希望する物品であることによる。

#### 4. 通関について

(1) 事前に措置すべき事項

動物、危険物、温度管理品や同時携行機材等早急に引取る必要のある機材に関しては前広に（到着10日位前）インボイス、パッキングリスト、A.W.B等（コピーで可）の通報が必要である。

(2) 機材陸揚後通関引取りまでの所要日数（過去の事例から）

	（海送の場合）	（空送の場合）
最短日数	12日	3日
最長日数	2ヶ月	14日
平均日数	20日	10日

長期間要した主な理由

車輛・機械類は当国においては最も大きな課税対象であり、特に輸入車に対しては高額の関税がかけられる。このため免税をうけるための書類審査は厳密に行われ、大蔵省等のスクリーニングに長時間を要するため。

(3) 関税について

現行では手続に時間を要する無税通関が実施されている。

(4) 機材の通関、プロジェクト・サイトまでの輸送業務の主たる取扱者

供与先機関が選定した業者ないしは、JICA事務所出入業者。

(5) その他の問題点

週末、祝祭日は通関業務を行っていないため、平日AM9:00～PM5:00マニラ到着とすること。

#### 5. 保険の付保期間

海送の場合は、引取り最長日数（前期4.(2)参照）が望ましい。

空送については、現行のままで問題なし。

#### 6. 港湾の状況

(1) 機材陸揚げの港湾名

マニラ港

## (2) 沖待ち、滞貨の有無

無

## (3) 港湾施設、クレーン、倉庫等の状況

とくに、倉庫の保管状況が悪く注意する必要がある。

## (4) その他

レイテ、ボホール島等地方都市に所在するプロジェクト向け機材及び専門家携行機材は、地方都市では免税通関が出来ないため、全てJICA事務所宛送付すること。供与機材等はマニラでの通関後、地方に円滑に移送出来る。但し海送仕向地はマニラ経由のプロジェクトサイト最寄港までとする。

## 7. 機材選定に当たっての留意事項

## (1) 車 輦

ア. ハンドルの位置

左

イ. 車体の色

白・ベージュ当明るい色、また同一プロジェクトに数年にわたって供与する場合は色の統一が望まれる。

ウ. 車両の運転の際、安全ベルト、安全ヘッドレスト等の安全装具の備付の義務付の有無

なし。しかし安全を期するためには、これら装具の備付は必要である。

エ. エンジンの仕様は、ガソリン、ディーゼルの何れが望ましいか

どちらでもよい。

オ. その他

## (2) 電気事情

ア. 電 圧

220V (110V)

イ. 電圧の変動幅

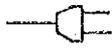
±10%以上。精密機械にはスタビライザー必需品。

ウ. サイクル数

## フィリピン

60サイクル

エ. プラグ型



オ. その他

マニラ市内でも停電が多い。

(3) ガス事情

ア. ガスの種類

液化プロパンガス（日本製のガスボンベ、減圧弁を使用）

イ. カロリー数

日本と同じ位

ウ. その他

(4) 水道事情

マニラ市においても、断水が時々あり、4日間一滴の水も出なかったこともある。

## II 現地調達

### 1. 一般事情

現地調達については、常時入手可能かどうか在庫の問題を含め、性能、部品の補給という点からおのずからその品目が限定されてくる。輸入品の場合、既に課税されている。国産品の購入は、一概に安価とはいえず、本部からの購送にくらべかなり高額となるものもある。従って現地調達する場合(1)入手を急ぐもの、(2)アフターサービスが可能であること、(3)現地で据付工事を必要とするものなどを対象とすべきであろう。

### 2. 輸入禁止品目及び国産品奨励品目について

#### (1) 輸入禁止品目

武器・麻薬等以外の一般機器類は輸入禁止品目になっていない。

但し、品目によっては、関税率に大巾な開きがあり、一般的にいえることは酒類・衣類等輸入しなくても国産品で十分なものについては税率が高く、国内においてノックダウンにより生産している一般乗用車もこの部類に入る。

## (2) 国産品奨励品目

### 3. 現地調達合理的とみられる品目

製品によっては十分なストックを有しないため、品目をすぐに購入出来ない場合がある。

#### (1) 事務機器

タイプライター、複写機、マイコン

#### (2) 備品

キャビネット類、金庫、机

#### (3) 文房具

一般事務用品、但し方眼紙、トレーシングペーパー等特殊な品は無理である。一般写真フィルム、乾電池類

#### (4) 機械類

小型モーター、変圧器

#### (5) 視聴覚機材

テープレコーダー、スライドプロジェクター、映写機、ビデオ、テレビ

#### (6) 医薬品

抗生剤等

#### (7) その他

特殊なものに、本邦では生産されていないような開発途上国特有のケロシン冷蔵庫、ケロシンランプ等。

### 4. 現地調査に際しての免税の有無

受注後、新たに輸入する製品については、業者によっては物品税の免税は可能であるが、関税の免税取扱いを受けることは出来ない。

フィリピン

理 由：

技術協力により供与するものであっても、市場にある輸入品は既に課税されたものであり、これを購入する以上免税の対象とならない。

## シンガポール

### I 本邦からの購送

#### 1. 一般事情

従来 of 状況を見る限りにおいては、機材の通関、プロジェクトサイトまでの輸送、開梱、据付等順調に取り運ばれている。

#### 2. 梱包について

シンガポール港の港湾施設及びその機能全般に互り、過去の実績から判断して特に問題はない。

#### 3. 盗難防止措置について

過去の実績から判断するところ特に配慮すべき事項は見当たらない。

#### 4. 通関について

##### (1) 事前に措置すべき事項

次の物品の輸入については、次のとおり注意を要するが、その他の物品については、通関手続上事前に措置する等特別に配慮する必要性は、現状では見当たらない。

##### ア. ビデオ・テープ

当面では、検閲が必要とされるため、通関には通常約1カ月を要する。

従って、本数が少なければ、携行が望ましい。

##### イ. ケミカル製品

製品への構成物を明らかにすることが要求されている。そのチェックのための約1週間は必要である。「シ」保健省薬事局は海外共済会より専門家に給付される「携行医薬品セット」について持ち込みを原則的に認めないとしている。

ウ. 工事用ヘルメット

犯罪に利用されるのを防ぐため顔部分の見えるヘルメットのみ輸入可能となっている。また、一定の強度が必要とされるため、衝撃テストが施されるので、供与必要個数に同テストのため使用出来なくなる分1個を加えておく必要がある。

(2) 機材陸揚後通関引取りまでの所要日数（過去の事例から）

	(海送の場合)	(空送の場合)
最短日数	3日	1日
最長日数	7月	2日
平均日数	5日	2日

(3) 関税について

過去において該当すべき事案の発生をみていない。

(4) 機材の通関、プロジェクト・サイトまでの輸送業務の主たる取扱者

プロジェクトを担当する政府機関が指定するローカルの運送業者が取扱っている。

(5) その他の問題点

5. 保険の付保期間

プロジェクトサイトが建設工事中である場合は状況に応じた付保期間を考慮する必要があるが、それ以外の場合、現状では海送3箇月、空送1箇月の期間が適当である。

6. 港湾の状況

(1) 機材陸揚げの港湾名

シンガポール港

(2) 沖待ち、滞貨の有無

特に問題は生じていない。

(3) 港湾施設、クレーン、倉庫等の状況

施設面は特に問題はないが「日シ訓練センタープロジェクト」において現

地購入（厳密に日本で契約，現地納入）の機材がシンガポール港湾局倉庫に保管中火災焼失した例があり，同倉庫は保管荷物に対して補償制度がなく EDB が肩代わりした例があった。

(4) その他

7. 機材選定に当たっての留意事項

(1) 車 輛

ア. ハンドルの位置

右ハンドル

イ. 車体の色

特に一般的な指定はない。

ウ. 安全ベルト，安全ヘッドレスト等の安全装具の備付の義務付の有無

安全ベルト，ヘッドレストは備付の義務がある。

エ. エンジンの仕様は，ガソリン，ディーゼルの何れが望ましいか

いずれも可。

オ. その他

(2) 電気事情

ア. 電 圧

単相 230V，三相 440V

イ. 電圧の変動幅

5%以内

ウ. サイクル数

50Hz

エ. プラグ型

3 P. (単相) 4 P. (三相)

オ. その他

(3) ガス事情

ア. ガスの種類

都市ガス，プロパン

イ. カロリー数

4000Kcal 8000Kcal

ウ. その他

(4) 水道事情

特に留意すべき事項なし

## II 現地調達

### 1. 一般事情

技術協力に必要な機材のほとんどは現地で調達可能である。従って、我が国の協力期間終了後、相手国政府機関への自主運営に移行された後の機材の維持管理、更新等を考慮すると、機材は現地調達を原則とし、現地で調達困難な機材は、本邦購送とする方が望ましい。

但し、事務所職員のマンパワーが限られているので、この点は事前に充分に配慮が必要である。

### 2. 輸入禁止品目及び国産品奨励品目

#### (1) 輸入禁止品目

わが方技術協力に関するかぎり輸入禁止品目は見当たらない。

#### (2) 国産品奨励品目

### 3. 現地調達が合理的とみられる品目

わが方技術協力に必要なとされるほとんどすべての機材の現地調達が可能。

### 4. 現地調査に際しての免税の有無

酒、タバコ類、木製家具、衣料品を除き無税

## スリ・ランカ

## I 本邦からの購送

## 1. 一般事情

従来の状況を見る限りにおいては、機材の通関、プロジェクトサイトまでの輸送、開梱、据付等順調に取り運ばれている。ただ、荷揚港においては荷役の取扱いが荒く、また貨物に対する保安もかなり改善されてきているとはいえ、いまだに紛失等の事故もみられるので、梱包に当たっての、これら対策は必要である。

なお、昭和59年1月1日より供与機材（携行機材を含む）といえども関税が課せられることとなった。

関税は、受入機関がこれを負担するところから、受入機関により予算措置が機材引取り前になされる必要がある。このため、受入機関に対し早期に機材のリスト及び価格表を通報することが求められる。

## 2. 梱包について

(1) 港湾施設は、わが国の協力により大巾に改善され、かなりのコンテナ化が進んでいる。

(2) これまでの梱包では防湿、防塵において問題は生じていない。

## 3. 盗難防止措置について

港湾内の安全は、かなり改善されている。但し、車輛が数日間滞荷されるときには、いまだに Watcher（見張り）を置く必要がある。車輛の付属品は別梱包がのぞましいが、通関時には本体と付属品と一緒にインベントリーする必要がある。

## 4. 通関について

(1) 事前に措置すべき事項

ア. 通関のための所要書類の完備

イ. 着任時の単発専門家（長期）携行機材は原則として J I C A S R I L A N K A O F F I C E をコンサイニーとする。

(2) 機材陸揚後通関引取りまでの所要日数（過去の事例から）

	（海送の場合）	（空送の場合）
最短日数	10日	7日
最長日数	30日	21日
平均日数	15日	10日

長期間要した主な理由

ア. ス国外務省における担当者が手薄なため、輸入許可手続に時間がかかるときがある。

イ. 手続のための所要書類が不備のため。

ウ. 機材の中に薬品が含まれている場合は通常手続に加え「ス」保健省より税関局宛のエビデンスレター（確かにこの薬品は J I C A Technical Equipment であるから滞りなく該当受取機関に引きとらせるように…）のコピーを必要書類にアタッチさせる必要があるため、少なくとも機材到着時1ヶ月迄には医薬品を含む機材のパッキングリスト・インボイス・可能であればフライト名、日時を通報していただく必要がある。

(3) 関税について

ア. 関税率は品目によって異なる。

イ. コンサイニーは、受入機関名とする。

受入機関は、コンサイニーとして、関税を支払って受取るため、専門家調査団員等の私物はふくめないようにすること。特に携行機材には、「私物」を含めて輸送し、帰国時に持ち帰るものがあるが、この場合には、コンサイニーを「ス」国受入機関とせず、あくまでも本人のものとしては持ち込みの際に無税通関手続を行う必要がある。

(4) 機材の通関、プロジェクト・サイトまでの輸送業務の主たる取扱者

通関については、J I C A 事務所とエージェントまたはス国受取機関とエ

ージェント。

輸送については、エージェント（小物のときは当事務所又はス国受取機関が自らおこなう。）

(5) その他の問題点

医療プロジェクトその他のプロジェクトのセミナー等に毎年多数の短期専門家が派遣されているが、その場合携行機材はアナカンではなくなるべく同時携行する方が良い。

（理由）当国においては特に医薬品の通関は厳しくなっており通常の手続に加え4. (2)ウの手続が必要であるが、本人が同時携行する場合は大蔵省輸入局の免税部門より直接許可をとる様になっている。特に当国では機械引取り通関のための要員が必要書類を整えて通関をサポートする様になっているので通関の時支障をきたすことはない。その為には必ず最低でも一週間前にフライト名、インボイス、パッキングリストを通報してもらう必要がある。

5. 保険の付保期間

6. 港湾の状況

(1) 機材陸揚げの港湾名

コロンボ港

(2) 沖待ち、滞貨の有無

現在なし。過去においては2～3週間沖待ちしたこともあった。

(3) 港湾施設、クレーン、倉庫等の状況

大巾に改善され、問題なし

(4) その他

7. 機材選定に当たっての留意事項

(1) 車 輦

ア. ハンドルの位置

右側

イ. 車体の色

制約なし, 色はさまざま

ウ. 車輛の運転の際, 安全ベルト, 安全ヘッドレスト等の安全装具の備付の

義務付の有無

制約なし

モーターサイクルのみ安全ヘッドレスト

エ. エンジンの仕様は, ガソリン, ディーゼルの何れが望ましいか

いずれでもよい。

オ. その他

熱帯用エンジンであり, 車体が強じんであること (道路が悪いため)。

修理整備の能力はよい。

事務用公用車等無税通関が可能な場合を除き, 以下の輸入車制限がある。

(1) ガソリン車: 23,000us \$ (C I F 価格) 1800<sup>cc</sup>

(2) ディーゼル車: 23,000us \$ (C I F 価格) 2300<sup>cc</sup>

(3) 中古車に関しては3年以上経過したものの輸入は認められない。

※ ジープは適用外

(2) 電気事情

ア. 電 圧

単相 240V

イ. 電圧の変動幅

10V

ウ. サイクル数

50Hz

エ. プラグ型



大小



大



オ. その他

停電が多い。変動がはげしい。

(3) ガス事情

ア. ガスの種類

LPガスおよびケロシン（石油コンロ）

(4) 水道事情

上水道：フィルターとボイルが必要であり、また時々断水がある。

## II 現地調達

### 1. 一般事情

コロンボの各代理店を通じほとんどの機材の現地調達が可能である。

概して現地調達の方が本邦購送より調達時間が短くメンテナンスの面でも有利である。然し、機材によっては調達時間を要するため本邦調達の方が適切な場合もある。また、ほとんどの現地代理店はUS\$建てで注文機材を輸入する機会が多いため為替相場の急変更などにより見積価格を一方向的に現地代理店側が変更するなどのリスクもある。



## タ イ

## I 本邦からの購送

## 1. 一般事情

機材の通関引取りから仕向先までの輸送については問題とすることは少ないが、輸入禁止品である車輛等の通関は、別途商業省の許可が必要となる。また無線機については周波数の使用制限が厳しく、輸入に先立ち所轄官庁の許可を受けておかなければならない。いずれの場合も事前に手続きを進めておく必要があり、車輛関係についてはエンジン及びシャーシーのナンバーを購送前に事務所宛通知が必要であり、無線機については、当国関係省と事前の協議が必要である。

車輛等の付属品などは盗難を防ぐため別梱包とすること。

なお、供与機材の取扱いは当国DTEC（下記）が全て担当しているため、船積書類のConsigneeは必ず次のように記載する。

TO：プロジェクト名（当実施官庁名）c/o Department of Technical & Economic Cooperation (DTEC)

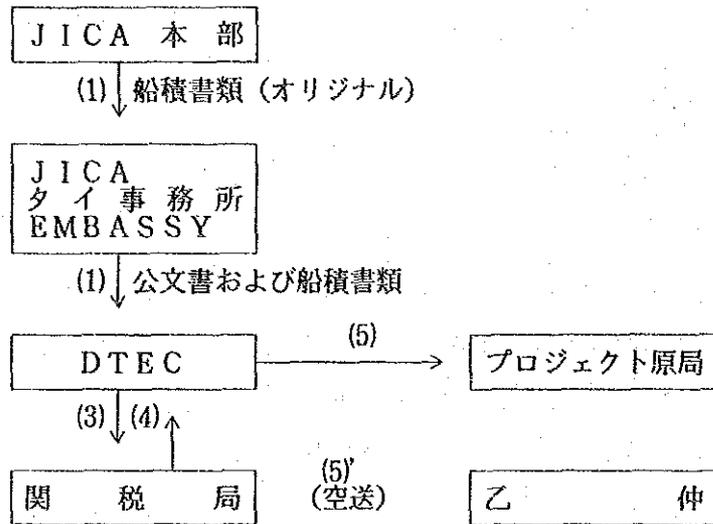
または、

TO：Department of Technical & Economic Cooperation forプロジェクト名（実施官庁名）

（注） プロジェクト名の次に実施官庁名を入れるのは、DTECがこれら官庁に対し連絡を便ならしめたためである。

（注） 上記以外のConsigneeを使用した場合、それをDTECむけに変更するために2日間を要し、同時に変更手数料200バーツを支払う必要があるため、注意のこと。

通関手続のフローチャート



(注) 1. 上図(3)~(4)の過程で日時を要する。

2. 機材の中に車輛等の輸入禁止品目があるときは、上図におけるほか別途商業省の許可も必要であり、プロジェクト原局から同省宛その申請を行う。

2. 梱包について

タイ国においては、バンコック（クロントイ）港の荷揚げ機械設備は、ひととおり完備しており特に問題はない。

3. 盗難防止措置について

機材到着後、引取りまでに時間を要するので、車輛の付属品等は、この間の盗難を避けるため別梱包にすること。

4. 通関について

(1) 事前に措置すべき事項

ア. 無線機については、周波数の使用制限がきびしく、輸入前に所轄官庁に許可をとらなければならない。出来れば、この種のものは供与しない方がよいが、止むをえない場合は前広にタイ側関係者と十分に打合せを行って

おく必要がある。

イ. 乗用車等の車輛引取りは、他の機材と異なり、商業省の許可も必要とするため、エンジンNo, シャーシーNo, 車体の色, モデル名, 排気量, シリンダー数, アクセサリーの有無（ラジオ, カセットテープ, エアコンなど）等を事前に、JICA事務所宛通知しておくこと。

(2) 機材陸揚後通関引取りまでの所要日数（過去の事例から）

	（海送の場合）	（空送の場合）
最短日数	30～46日	8日
最長日数	70日	23日
平均日数	57日	15日

長期間要した主な理由

ア. B/Lオリジナルの到着が遅い。

イ. DTECと税関当局の事務手続が遅い。

ウ. 倉庫保管料等の支払いに必要な予算取得が遅れるため、プロジェクトの実施省庁の引取りが遅くなる。

(3) 関税について

手続きに時間を要するケースはあるが、手続きを了すれば関税は課せられることはない。

(4) 機材の通関、プロジェクト・サイトまでの輸送業務の主たる取扱者

ア. 海送

通関後は原局一保税倉庫料を支払い、引取り、サイトまで輸送する。

イ. 空送

乙仲に依頼し、現地業務費で経費を支出する。

(5) その他問題点

5. 保険の付保期間

海送の場合 3カ月間

空送は場合 40日

## 6. 港湾の状況

### (1) 機材陸揚げの港湾名

クロントイ港

### (2) 沖待ち、滞貨の有無

有

### (3) 港湾施設、クレーン、倉庫等の状況

港湾施設、クレーン、倉庫等は十分に整備されている。

### (4) その他

## 7. 機材選定に当たっての留意事項

### (1) 車 輻

#### ア. ハンドルの位置

右ハンドル

#### イ. 車体の色

特に指定はない。

#### ウ. 車両の運転の際、安全ベルト、安全ヘッドレスト等安全装具の備付の義務付の有無

務付の有無

特になし

#### エ. エンジンの仕様は、ガソリン、ディーゼルの何れが望ましいか

大型車はディーゼルの使用が増加しているが、小型車はガソリンが主流である。

#### オ. その他

### (2) 電気事情

#### ア. 電 圧

220V

#### イ. 電圧の変動幅

最大10%程度（精密測定器械には、電圧安定器を必ずつける必要がある。）

#### ウ. サイクル数

50Hz

## エ. プラグ型

2ピン(平型, 丸型両方可であるが, 日本の一般的な平型が多く使われている。)

## オ. その他

一般家庭用は, 上記のとおりであるが, 単相, 3相等も含めプロジェクト・サイトの実状に合した仕様とすることが肝要

## (3) ガス事情

## ア. ガスの種類

LPG

## イ. カロリー数

## ウ. その他

## (4) 水道事情

1991年現在, 首都圏水道公社(NWA)は710km<sup>2</sup>給水区域で約560万人に給水している。

## 8. その他留意すべき事項

## II 現地調達

## 1. 一般事情

現地調達が合理的とみられる品目も多く, 実例としては発電機, 給水ポンプ, 気象観測装置, その他事務機器, 薬品等がある。現地調達は(1)本邦からの購送における輸入のための通関手続きが省略できる, (2)機材の早期入手が可能である, (3)現地の事情にあった適切な資機材の購入が図れる, また(4)アフタサービスが円滑に行われるといった点のメリットが多いことに加え, 他国から機材を輸入する場合でも免税措置につきDTECに予め文書による依頼をしておけば, この取扱いを受けることも可能である。しかし, 反面当市市場での調達では, 課税されたものを購入するというケースが圧倒的に多く価格の点では必ずしも

有利になるとは限らない。

## 2. 輸入禁止品目及び国産品奨励品目について

### (1) 輸入禁止品目

別添品目表のとおり（「品目表」は本部調達部にて保管）。

### (2) 国産品奨励品目

別添品目表のとおり（同上）。

## 3. 現地調達が合理的とみられる品目

### (1) 事務機器

複写機、タイプライター、机、椅子、書棚

### (2) 事務用品

事務用消耗品

### (3) 視聴覚機器

プロジェクター、TV、カメラ

### (4) 車輛

オートバイ、乗用車、ジープ、ピックアップ

### (5) 農業機械

農機具、小農具、ポンプ

### (6) スペアパーツ

農機具用、自動車用部品

### (7) 工具類

一般工具

### (8) 営農資材

シート、はかり、肥料

### (9) 電気機器用部品

コピー用、無線機用、オートクレーブ用部品

### (10) 動力機器

ジェネレーター

- (11) 医療用資機材  
血液バック, X線フィルム
- (12) 薬品  
農薬, 試薬, 医薬品
- (13) 施設設備  
冷蔵庫, 冷凍庫, ガス湯わかし器, エアコン
- (14) その他  
実験台, 実験機器

#### 4. 現地調査に際しての免税の有無

- (1) 当地業者と契約し, 日本も含め海外から輸入調達する場合は, 予めDTE Cに文書で依頼(免税措置方)しておけば免税扱いされる。
- (2) 当地生産の製品については免税扱いにならない。  
例えば, 車輛の場合, 当地では日本から無税で輸入した場合の2倍に近い価格で当地車の車が販売されているが, 当国はたとえ, 部品全てを輸入してでも, 国内生産を奨励しており, これら国内で生産された車輛購入に際し, 政府の技術協力のためと説明してみても, 免税措置はなされない。すでに部品輸入時に課税されているからである。
- (3) 当国市場で販売されている課税済みの外国製品は免税扱いされない。



## ブルネイ

## I 本邦からの購送

## 1. 一般事情

機材の通関、輸送時には、特に問題はない。

## 2. 梱包について

特別な梱包は必要ない。

## 3. 盗難防止措置について

特別な措置は必要ない。

## 4. 通関について

## (1) 事前に措置すべき事項

以下の物品以外は、事前の措置は不要。

## ア. 薬品、試薬類

事前に国立病院の許可が必要（約1週間）

## イ. ビデオテープ

検閲に約1ヵ月必要

## (2) 機材陸揚後通関引取りまでの所要日数（過去の事例から）

	(海送の場合)	(空送の場合)
最短日数	1日	1日
最長日数	3日	3日
平均日数	2日	2日

## (3) 関税について

供与機材、携行機材等公的な機材については、所定の手続を行えば、課税されない。

- (4) 機材の通関、プロジェクト・サイトまでの輸送業務の主たる取扱者  
プロジェクトの協力相手機関、または、地元の輸送業者が取扱っている。
- (5) その他問題点  
なし

5. 保険の付保期間

海送3ヵ月、空送1ヵ月で十分である。

6. 港湾の状況

- (1) 機材陸揚げの港湾名  
ムアラ港
- (2) 沖待ち、滞貨の有無  
なし
- (3) 港湾施設、クレーン、倉庫等の状況  
問題なし
- (4) その他  
なし

7. 機材選定に当たっての留意事項

(1) 車 輻

ア. ハンドルの位置

右ハンドル

イ. 車体の色

指定はない

ウ. 車両の運転の際、安全ベルト、安全ヘッドレスト等安全装具の備付の義務付の有無

安全ベルトの備付の義務がある

エ. エンジンの仕様は、ガソリン、ディーゼルの何れが望ましいか

何れも可能

オ. その他  
なし

(2) 電気事情

ア. 電 圧

単相 230V    三相 440V

イ. 電圧の変動幅

5%以内

ウ. サイクル数

50Hz

エ. プラグ型

単相 3P    三相 4P

オ. その他

(3) ガス事情

ア. ガスの種類

プロパンガス

イ. カロリー数

8,000Kcal

ウ. その他

(4) 水道事情

試験研究等を行う場合は、浄水装置が必要

## II 現地調達

### 1. 一般事情

当国では、殆ど全ての機材が輸入されている。価格的には、多少割高になる場合もあるが、メンテナンス等を考慮すると現地調達が望ましい。

当地代理店を通して、殆どの機材が、シンガポールより調達可能である。

2. 輸入禁止品目及び国産品奨励品目

(1) 輸入禁止品目

わが方技術協力による機材供与等では問題ない。

(2) 国産品奨励品目

なし

3. 現地調達合理的とみられる品目

特殊仕様機材を除き殆ど全ての機材

4. 現地調査に際しての免税の有無

所定の手続を行えば可能

# ラオ人民民主共和国

## I 本邦からの購送

### 1. 一般事情

内陸国であるラオ人民民主共和国は、北はミャンマー・中国、西はヴェトナム、南はカンボジア、東はメコン川を介しタイに囲まれている。本邦からの購送は、首都ヴィエンチャンに一旦運ばれた後に、各地方へと運搬される。

空輸の場合、バンコック経由にて、ヴィエンチャンのワットアイ国際空港に送付される。船舶輸送の場合は、バンコクで陸揚げされ、内陸運送にてタイ側ノンカイよりメコン川を渡り、ラオス側タナレン港に送付される。

機材送付通知を受けてから、機材引き出しまでの流れは次の通りである。

#### <空輸の場合>

- (1) 機材送付通知をもとに、無税通関申請等機材引き出しに必要な書類作成。
- (2) 空港貨物保管局よりの到着連絡を受けてから、引き出しに係る手続きを始める。

#### <船舶輸送の場合>

- (1) 予め契約した運送関連会社によって、書類作成等なされ、タナレン港で貨物引き出しの際に同伴する。本邦にて、C I F タナレンとすることが望ましい。

機材引き出しに必要な書類及び手順は、以下の通り。

- |                       |    |
|-----------------------|----|
| ① 対外経済協力省宛の無税通関申請の口上書 | 1部 |
| ② 輸入申告書               | 6部 |
| ③ 輸入許可書               | 6部 |
| ④ インボイス               | 6部 |
| ⑤ 内容証明書               | 6部 |
| ⑥ 到着通知                | 6部 |
| ⑦ 税免除申請書              | 4部 |

⑧ 輸入機材管理申請書 3部

⑨ 対外経済協力省の無税通関許可書 4部

- 1) ①～⑧を対外経済協力省へ提出, 各1部保管され, ⑨が発行される。
- 2) 通商産業省へ③～⑥と⑨を提出し, ③に署名及び省印を受ける。各1部保管される。
- 3) 大蔵省へ②～④を提出し, ④に署名及び省印を受ける。
- 4) 免税審査局へ②～④を提出し, 審査を受けた後②と④に署名及び証印を受け, ⑧以外各1部が保管される。
- 5) 輸入管理局へ②～④を提出し, 審査を受けた後④に署名及び証印を受け, 各1部が保管される。
- 6) 通関事務所へ②～④を提出し, ②の裏面に署名及び証印を得, 貨物倉庫の機材検証後, ②, ③～④各1部が保管され, 機材受領可能になる。
- 7) 車輛の場合は, ①～④の外に
  - ⑩ Model "A" (外国人登録番号取得の為の書式)
  - ⑪ 管理登録書
  - ⑫ 車輛輸入許可書が必要になる。

機材到着から無税手続き終了まで2週間程度を要する。機材到着予定日の一週間前に機材送付通知が届いていれば, 事前に必要書類の準備が進められる。

## 2. 梱包について

日本の通常の輸出梱包で差し支えない。

## 3. 盗難について

空輸の場合, 過去において問題はなかったが, 盗難防止のために嚴重に梱包する必要はある。

車輛, 特に四輪車は, バンコクの陸揚港から 600km余りを自走にて当国タナレン港へ陸送されるため, その道程において, 車輛の付属品等が紛失・盗難に

合う事もあるため、銚子交時に付属品及び部品リストに基づく十分なチェックが必要である。

#### 4. 通関について

##### (1) 事前準備

本部からの事前連絡が、機材到着予定の少なくとも1週間前に入れば、諸書類の準備が、機材到着前に整うので、機材引き取り手続きがスムーズにできる。

##### (2) 機材陸揚後通関引取りまでの所要日数（過去の事例から）

最短日数で2週間、最長でも4週間程である。タナレン港に到着する機材の場合は、運送業者が諸手続きを進めるが、書類審査等が完了したうえで、バンコックより転送するので、3週間は要する。

地方への発送は、首都ヴィエンチャンで一旦引き取ってから、国内転送する方法を利用しているが、地方では、サヴァナケットにおいての輸入手続きは可能である。この場合、十分な付保期間を設定しておく必要がある。

##### (3) 関税について

JOCV・JICA事務所宛であれば、無税通関手続きが容易であり、手続きが済んでいれば問題はない。

##### (4) 医療薬品について

医療用具・医薬品については、保健省薬剤局の専門家によるチェックを受けるため、英文の医薬品リスト（薬効を含む）が必要である。

#### 5. 貨物倉庫保管可能期間

ワッタイ空港：2年（化学薬品・化学肥料等は到着後直ちに引き取らなければならない。）

タナレン港：2年（化学薬品・化学肥料等は到着後直ちに引き取らなければならない。）

#### 6. 港湾の状況

タナレン港の港湾施設、倉庫等の状況は良好である。

## 7. 機材選定に当たっての留意事項

### (1) 車 両

ア. ハンドルの位置：左

イ. 車体の色は規定はない。安全ベルト、消化器等安全装具装着の義務はないが、道路事情は悪いため、安全備付が望ましい。

ウ. エンジンの仕様は、ガソリンが望ましい。

エ. その他

プロジェクト名等、車輛に記入が必要な場合は、日本において入れる。  
備品として、三角マーク（夜間対応）を加えることが望ましい。

### (2) 電気事情

ア. 電圧

一般 220V

工場 380V

イ. 電圧の変動幅

天候によって上がることはある。通常は電圧低下の傾向が強い。

ウ. サイクル数

50サイクル

エ. プラグ型

丸棒、その他

### (3) ガス事情

ガスは輸入であるため、一般に使われていない。

### (4) 水道事情

夏季の渇水期には、地域によって給水制限をすることがある。

## II 現地調達

### 1. 一般事情

当国においては、事務機器、事務用品、消耗品等日用雑貨品は、タイ、シンガポール等から輸入された品物が出回っており、購入可能であるが、専門機材類は入手が極めて困難である。時期によって、現地調達が可能であったりそうでなかったりするため、常時、市場に出回っている品物を観察している事で、現地調達方法を考慮する事が必要である。

車輛に関しては、単車（100cc 以上）、四輪車も自由化経済に伴って近年販売店が増加しているが、車種に制限があり、また、免税手続きが困難である。

## 2. 輸入禁止品目及び国産品奨励品目

青年海外協力隊員、派遣専門家、ミッション等に必要とされる機材については特になし。

## 3. 現地調達に際しての免税の有無

当国市場にて販売されている課税済みの製品は免税扱いされない。但し、現地取扱店に注文し、予め免税扱いを申請すれば、免税扱いは不可能ではない。



## 中 近 東 地 域

エジプト	97頁
モロッコ	103頁
サウディ・アラビア	109頁
シリア	115頁
チュニジア	121頁



## エジプト

## I 本邦からの購送

## 1. 一般事情

援助のための供与機材であるからといって、当国の通関、引取りが容易にできるとの考え方は通用しない。税関には沢山の職員が配置されているが、一般に労働意欲に薄く、更に、手続きが複雑なため通関業務全体を確実に把握しているものが少ない。このようなことから、通関、引取りには相当の時間を要す。しかし、購送する機材そのものが技術協力協定に示されている機材に合致しており、必要書類が完全に揃っていえば、税官吏からチップを要求されることもなく通関できる。ただし、記載事項に不備があった場合、通関が困難となるので書類の作成には正確さを必要とする。（チップは通用しない）

- (1) 供与機材については技術協力協定に基づき受入機関が直接機材の引取りに当たっている。
- (2) 技術協力協定で規定されている機材とは、備品、機械、原料を指し文房具等の消耗品及び車両はこれに含まれていない。車両についてはプロジェクトで使用する特別仕様車（機材を搭載した車両等）のみ免税で輸入することができるむね、関税局からレターを取り付けてある。しかし一般乗用車を無税輸入しようとした場合、1台の価格が関税（最低関税率 110%）を含め10万ポンド（約 400万円）未満の場合、受入機関所属省大臣の許可を、これを越える場合は総理大臣の許可を取り付ける必要があり、これには相当の時間を要し、または許可されないことも考えられる。
- (3) 荷受け人はエ側受入機関名及びプロジェクト名を記入し、専門家等個人名及びJICA事務所名は一切記入してはならない。
- (4) 調査用機材については品目、数量及び、供与品が持ち帰り品かの区別を明確にし前広に事務所に連絡する必要がある。特に調査期間の短い場合は調査団の到着までに機材の引取りが完了するよう余裕をもって発送することが重

要である。

- (5) 専門家の輸送機材（持ち帰り品）については、専門家の個人荷物として送付すること。但し、赴任後6カ月以内が無税の有効期間である。
- (6) 多量のフィルム類、日本語書類、カセットテープについては情報省の検閲を受けることがある。特にフィルム類、カセットテープについては長期間の手続きが必要となる。
- (7) 無線機、ファクシミリ等の通信機器は、通信省の許可を必要としており、許可取得に長期間を要する。
- (8) 小包郵便は信頼性が低く、紛失または数カ月の時間を要した等の事例があるので、少量のテキスト類であっても、クーリエ便か航空貨物とすべきである。
- (9) 海送についてはアレキサンドリア港よりスエズ港の方がより簡単に通関できる傾向がある。

## 2. 梱包について

大型梱包については、クレーンで荷下ろしされているが、内陸輸送は人力によるため乱暴に扱われ、破損するケースが見られるので1～2人で扱える範囲の大きさ、重量、且つ、頑丈な梱包であることが望ましい。また、防湿、防塵に配慮のこと。

## 3. 盗難防止措置について

少量の消耗品のような廉価なものが、通関の途中で荷抜きされたことが幾度かあったが、大きな被害は出ていないので、特に盗難防止措置は講じていない。

## 4. 通関について

### (1) 事前に措置すべき事項

受入機関が通関手続きを行うため、B/L、インボイス等に事務所からのレターを付し、早期に先方に送付する必要がある。

### (2) 機材陸揚げ後通関引取りまでの所要日数（過去の事例から）

	(海送の場合)	(空送の場合)
最短日数	3週間	3日間
最長日数	1年	6カ月
平均日数	2カ月	2週間

#### 長期間要した主な理由

- ア. 受入機関に通関に熟知するものが少なく、事務手続きが遅延するため。
- イ. 技術協力協定に示された機材であっても、当国の輸入規制品目であった場合、管轄省庁の許可を必要とすることがあり、この取得に時間がかかるため。

#### (3) 関税について

技術協力協定により供与機材は無税で輸入できる。しかしこの協定に含まれていない車両については、免税措置はあるものの、その手続きに非常に時間を要する。そこで、関税一時保留 (Temporary Suspension) の条項で輸入し、その後、正式に無税通関を行うケースもある。

#### (4) 機材の通関後、プロジェクト・サイトまでの輸送業務の主たる取扱者 受入機関が直接輸送するか、或は輸送業者に依頼している。

#### (5) その他の問題点

個々のプロジェクトが協定下のものであるという承認手続き、さらにその機材がプロジェクトに必要なものであるという承認手続きに多大な日数を要することは「エ」国行政機関の内部問題で、我々には如何ともし難いが、関税法等の細則が一般に公開されておらず、また、頻繁に変更されることが通関業務を促進するうえで障壁となっている。

### 5. 保険の付保期間

海送	到着後	90日～120日
空送		60日～90日

### 6. 港湾の状況

#### (1) 機材陸揚げの港湾名

ALBXANDRIA (アレキサンドリア) SUEZ (スエズ)

(2) 沖待ち, 滞貨の有無

ラマダン前後には滞貨が多い。沖待ちを締め、ヨーロッパに行ってから帰路陸揚げするケースも多い。

(3) 港湾施設, クレーン, 倉庫等の状況

処理能力に問題はあるも、施設としては一応機能している。

7. 機材選定に当たっての留意事項

(1) 車 両

ア. ハンドルの位置

左

イ. 車体の色

特に無し

ウ. 車両の運転の際, 安全ベルト, 安全ヘッドレスト等の安全装具の備付け

義務の有無

義務はないが, 交通事故の危険度は高いので, 安全装具は全て装備すべきである。

エ. エンジンの仕様は, ガソリン, ディーゼルの何れが望ましいか

トラック以外のディーゼル車の輸入は禁止されている。また, ガソリン, 軽油供に入手しやすく, 燃料費も考慮すべき程の値段ではないので, 特に機能上問題がない限りガソリン車を選定すべきである。

(2) 電気事情

ア. 電 圧

220V

イ. 電圧の変動幅

180~260

ウ. サイクル数

50Hz

エ. プラグ型

丸ピン

ヨーロッパタイプ

オ. その他

停電が多く、コンピューター等にはスタビライザー及び、停電防止装置が必要。

(3) ガス事情

ブタンガスが主流であるが、都市中心部ではナチュラルガスの供給が普及している。

(4) 水道事情

水質はさほど悪くないが、建物の配管、給水タンクの事情により水質が悪化する。

## II 現地調達

### 1. 一般事情

(1) 免税措置について

現在エジプトには Tax Free Zone と呼ばれる特別商業地区があり、希望する機材がここにあれば、輸入時と同様の手続きで無税購入することができる。

(2) 機材のアフターサービスについて

特にヨーロッパのメーカーには、エジプトでアフターサービスを行っている会社が多いので、機材によっては現地調達が望ましい。

(3) 車両について

欧米車であれば車種も多くメンテナンスも簡単に行える。また、近年日本製車両もかなり輸入されるようになったため、車種によっては現地調達がより合理的である。

(4) 現地調達可能な品目については、出来るだけ現地調達が望ましいとする意見が多い。

## 2. 輸入禁止品目及び国産品奨励品目

- (1) 一般的な輸入禁止品目（麻薬、ポルノ、銃刀類等）を除いては特にないが、医療機器をはじめとする一部の機器については、「エ」国内にメンテナンスを行える代理店を持たないメーカーの製品は、その輸入が禁止されている。
- (2) 国産品奨励品目

セラミック、木製品、衣類等

## 3. 現地調達が合理的と思われる品目

### ア. 一般事務機器

タイプライター、コピー機、ファイルキャビネット、事務机、書庫等。

FAX機、パーソナルコンピューター（IBM、Apple等、NECは不可）

### イ. 事務用消耗品

特殊なものを除き（B版系列の用紙ファイル等）殆どが現地調達可能。

### ウ. 車 両

特殊なものを除き殆どが現地調達可能。

その他、「エ」国産の製品は品質の面で問題があるが、輸入品であれば多くの機材が現地調達可能である。

## モロッコ

## I 本邦からの購送

## 1. 一般事情

輸入手続きに際し各関係省庁間での書類の流れが遅く、機材の引取りに日時を要することが多い。通関を円滑にするためには当然のことながら、インボイス、パッキング・リストに機材を正確に、仏文で記載されることが必要であり、船積書類は可及的速やかに送付しなければならない。なお、仕向地はカサブランカではなく必ずラバトする。(事務所はラバトにあり、カサブランカは100km 遠方のため)

## 2. 梱包について

取扱いが雑なため、十分な配慮が必要である。

## 3. 盗難防止措置について

盗難がそれほど多いとは思われないので、通常行われている梱包で十分であるが、車輛の場合、バックミラー、スペアタイヤ、アンテナ等の車体の外部に出ている付属品は予めとりはずし、車の中に固定して入れておくこと。

## 4. 通関について

## (1) 事前に措置すべき事項

開発途上国の場合一般に書類の流れがおそく、引き取りがおくれることが多いが、モロッコにおいても同様である。従って通関を円滑に行うには迅速かつ仏文による正確な機材リスト(円建表示、梱包箇數、重量)の当地への送付が必要であり、特に車輛(トラック、乗用車、ジープ等)の購送にあたっては、エンジン番号、車体番号、形式、メーカー名を必ずB/Lに明記す

ること。また、当国の場合、B/Lを事前に事務所に郵送しておくこと。B/L記載の物品以外のものは入れないこと。税関で免税扱いで引取りの際、問題が生ずる恐れがある。

(2) 機材陸揚後通関引取りまでの所要日数（過去の事例から）

	(海送の場合)	(空送の場合)
最短日数	30日	7日
最長日数	90日	22日
平均日数	70~80日	14日

長期間要した主な理由

- ア. Packing List等の船積書類の到着が遅れたこと、及び免税取扱いにつきモロッコ外務省から書類の交付が長期得られなかったことによる。
- イ. 引取りを供与先である社会事業省にまかせたところ、引取りに要する経費の支払いが難しく、これが処理のため遅れた。
- ウ. AVISD' ARRIVE（機材到着通知書）の遅れによるもの。
- エ. B/Lの送付が別途JICA本部より事前になかったため。

(3) 関税について

関税を課せられることはない。

(4) 機材の通関、プロジェクト・サイトまでの輸送業務の主たる取扱者

海送の場合供与先の本省とプロジェクト・サイトが協力して行っている。

(5) その他の問題点

- ア. 書籍・ビデオソフト等は、正式には持ち込みの際に内容につき内務・情報省の検閲が必要であり、一度に大量の視聴覚ソフトを送付する時は、このため引き取りにかなりの日数を要する。また、IC等の電子部品を含むパソコン等電子機器を携行機材として「モ」国内へ持ち込む際は、あらかじめ通関当局の許可を得ることとなっており、この許可がないと出国時にトラブルとなることもあるので注意を要する。（ただし、事務所より空港送迎のある場合は荷物のチェックを受ける事がないため、正式手続きではないが問題とはなっていない。）

- イ. 当国はイスラム教国であり、ラマダン期間中はAM 9:00 ~ PM 4:00の勤

務時間となり、しかも空腹に耐えながらの勤務なので、普通よりも通関・引き取り作業が長くかかる。ハッジの時期は特段の支障はない。また、通常7月初より9月中旬までは夏季勤務時間（AM 8:00 ～ PM 3:00）となるほか、1ヶ月近いバカンスを取る職員が多いため、手続きが滞りがちになることが多い。

## 5. 保険の付保期間

海送：港到着後4カ月

空送：空港到着後2カ月

## 6. 港湾の状況

### (1) 機材陸揚げの港湾名

Casablanca-Port（カサブランカ港）Agadir-Port（アガデール港）

### (2) 沖待ち、滞貨の有無

なし

路陸揚げするケースも多い。

### (3) 港湾施設、クレーン、倉庫等の状況

購送機材の運搬、保管には十分な能力及び設備がある。

しかし、取扱いが雑なため、梱包には十分な配慮が必要である。

### (4) その他

## 7. 機材選定に当たっての留意事項

### (1) 車 輻

ア. ハンドルの位置

左

イ. 車体の色

グリーン、ベージュは軍隊用車輛と間違われる危険があるので避けること。

ウ. 車両の運転の際、安全ベルト、安全ヘッドレスト等の安全装具の備付け

義務付の有無

安全ベルトの備付義務あり。

エ. エンジンの仕様は、ガソリン、ディーゼルの何れが望ましいか

ディーゼル

オ. 車の燃料キャップは鍵つきとすること。

(2) 電気事情

ア. 電 圧

115V及び220Vが混在、徐々に220Vに統一しつつあるが、古い建物では同じ家屋でもコンセントによって双方があることもある。今後は220V対応とされたい。

イ. 電圧の変動幅

上下20V

ウ. サイクル数

50Hz

エ. プラグ型

ブリーズ（アメリカ式でない）

オ. コンピューターや一定の電圧が必要な精密機械は、別途、安定化電源装置が必要となる。

(3) ガス事情

イ. ガスの種類

ブタンガス

ロ. カロリー数

ハ. その他

(4) 水道事情

ラバト、カサブランカは問題なし。地方都市に於いても、早魃がないかぎり、断水することはめったにない。飲料水は3種類市販されている。

## II 現地調達

品質、規格、機能等を余り重視しなければ、国産、輸入品もあり、殆どが入手可能である。漁具、船舶、海洋等の機材はスペイン領カナリー諸島、ラス、パルマス（自由貿易港）において日本製が安く入手可能である。



## サウディ・アラビア

### I 本邦からの購送

#### 1. 一般事情

梱包に対し、高温、防塵の面を十分に配慮する必要がある。

車輛は輸入車に対する関税が低く、市販されている新車を購入する方が価格的にも、また、アフターサービスを受けるといふ面からも有利である。さらに市販車は輸入後必要とする複雑な登録手続きも済んでいるため、これを避けることができるという利点もある。

#### 2. 梱包について

(1) 陸揚港はダンマンほか3港あるが、これら港湾施設の規模は国際的水準にあり、梱包の容量・重量については問題とするところはない。

(2) 防湿対策は通常の梱包方法で差支えないが、防塵に対しては普通以上の処置が必要である。港湾倉庫は天蓋のないものが多く、またあっても吹きつける砂塵は防ぎ切ることはいできない。

(3) 高温に影響を受けるような機材については、機材のみならず梱包についても熱帯地に対応した処理が必要である。5月から10月頃までは酷暑の時期であり気温も日中最高気温が約50℃となる。

#### 3. 盗難防止措置について

盗難防止への対策はとくに必要ではない。なお、梱包の中身の明示は通関を円滑にするため必要である。英文で出来るだけ詳しくアイテム毎の数量明示のこと。

#### 4. 通関について

- (1) 機材購送の場合、事務所あての書籍、機材及び専門家携行機材の双方とも「Consignee Name and Address」の記載を次のようにする必要がある。

To :Embassy of Japan in Saudi Arabia Attention: Mr. Noriaki TATENO (事務所長名 (専門家氏名)) P. O. BOX 4095 Riyadh 11491 Saudi Arabia
---

専門家用の携行機材、輸送機材の場合にはだれの機材が明確に分かるように事務所長名の次に括弧内に専門家氏名を記入のこと。

上記記載によれば、サウジ外務省及びサウジ税関の許可を得た後に無税、無開封で機材引取りが可能である。当事務所が独立したステータスがないため、当事務所あての機材等はB/LのConsigneeにJICAの名称を出さないことが必要であり、専門家用の携行機材、輸送機材の場合にも無税、無開封で引き取るためには、上記の対応が最も望ましい。

- (2) サウジ側に供与する機材の場合にはConsignee Name and Addressは当該のサウジ機関にしておけば引き取り手続きは当該機関が全て行う。
- (2) 機材陸揚げ後通関引取りまでの所要日数 (過去の事例から)

	(海送の場合)	(空送の場合)
最短日数	30日	14日
最長日数	60日	40日
平均日数	45日	21日

長期間要した主な理由

外務省及び税関における事務処理が非効率なため。

- (3) 関税について

Consignee が前記4.(1)のようになっていれば、すべての機材について無税通関が可能である。

- (4) 機材の通関後、プロジェクト・サイトまでの輸送業務の主たる取扱者  
サウディ側機関への供与機材 (海送) については、原則として、供与先機関の担当者がこれに当たる。

個別専門家の携行機材等についてはJICA事務所 (ただし、大使館の協

力を得る)が引き取り手続きを行う。

## 5. 保険の付保期間

日本からの輸送期間に少なくとも1カ月を加えた日数とする。

ラマダン(断食月)およびハッジ(巡礼月)の時期は2カ月以上が望ましい。

(サウディ側の行政事務能率が落ちるため。)

## 6. 港湾の状況

### (1) 機材陸揚げの港湾名

アラビア海寄りの地域はジュベイルおよびダンマンの2港、紅海寄りではジェッタおよびヤンプーの2港とされるが、貨物の内容によっては、陸揚港の指定があるとされている。リヤド向貨物の場合はダンマン港揚が良い。

### (2) 沖待ち、滞貨の有無

ダンマン港の滞貨は常時慢性化しており、ことに宗教的行事(ラマダンおよびハッジ)の行われるときは他港を含め滞貨が著しい。

### (3) 港湾施設、クレーン、倉庫等の状況

規模については国際的な水準にあり、問題はないが、倉庫は大部分が無天蓋であり、梱包に対する防水・防塵については前述のとおりである。

## 7. 機材選定に当たっての留意事項

### (1) 車 輻

ア. ハンドルの位置: 左

左ハンドル(義務付)

(右ハンドル車は当国の法令上運転できないことになっている。)

イ. 車体の色

不問。

ウ. 車両の運転の際、安全ベルト、安全ヘッドレスト等の安全装具の備付け

義務の有無

有り。交通規制が遵守されておらず、運転も乱暴な者が多いためこれら

装具の備付は必要である。

エ. エンジンの仕様は、ガソリン、ディーゼルの何れが望ましいか

ディーゼルはトラック用で一般的にはガソリン車が多い。当地はガソリンが安いのでコスト的に大きな開きはないので、ガソリン車が望ましい。

オ. その他

ジープは課税率が低く（12%）また1300cc以上のものでも輸入禁止品目から除外される。

(2) 電気事情

安全性、環境保全の観点から規格が決まっており（SASO規格）輸入に際してはConformity Certificateの取得が必要である。

ア. 電 圧

110V, 127V, 220V（家庭用）

380V（工業用）

（220Vが最も普及している）

（単相は127Vヨーロッパスタイル

3相は220Vアメリカスタイルが一般的である。）

イ. 電圧の変動幅

±6%（規定上）

±3%（事実上）

ウ. サイクル数

60Hz

エ. プラグ型



、その他欧州型

（220Vに多い）（110Vに多い）

丸ピン、角ピン等各種

オ. その他

以上の通り、電圧、プラグ型とも多岐にわたるため事前の調査が必要。

(3) ガス事情

ア、ガスの種類

プロパン（ボンベ）

イ、カロリー数

ウ、その他

廉価

電気のオープンが一般的でガスの使用は少ない。

(4) 水道事情

主要都市には、海水を淡水化した水道がほぼ完備しているため、断水もほとんどなく、水質も比較的良好であるが、地下水の配合具合で硬度が異なるので注意を要する。

## II 現地調達

### 1. 一般事情

車輛（特殊なものを除く）、事務用機器、文房具等は輸入品ではあるが、多数出廻っており、また、輸入に際しての税率も低く（12%）安価であるから現地調達の方が望ましい。ただし、国産品がある品目については20%である。これら以外のものでも、日本あるいは第3国から輸入することも可能であり、これら業務を取扱う邦人商社も多く、また所要経費についても受入機関が負担し免税措置もとられるので早期入手という観点からも有利な面が多い。

但し、事務所のマンパワーの配慮が必要である。

### 2. 輸入禁止品目及び国産品奨励品目

#### (1) 輸入禁止品目

ア、アラブボイコット メーカー製造品目

イ、風紀上好ましからざるもの

ウ、豚肉、アルコールを含む一切の食料品

#### (2) 国産品奨励品目

不明

3. 現地調達が合理的と思われる品目

一般事務機器および車輛

4. 現地調達に際しての免税の有無

供与機材については供与先の各関係省庁が税金を負担する。

## シ リ ア

## I 本邦からの購送

## 1. 一般事情

機材の通関引取りについては、供与先機材担当者の通関手続きに対する不慣れのため、あるいは、通関料その他の諸費用につき、これを負担すべき供与先が予算の関係で支払うことができないなどが原因となり、機材引取りの遅延を招いている。

機材のうち車輛等については、通関に先立ち輸入許可の承認を得なければならないが、このとき申請書に添付する Invoiceには車輛等の内容について詳細な記載（後述4「通関について」(1)の項参照）が要求されているので船積書類作成には注意する必要がある。

梱包は、港湾における搬送のための重機類も整備されていることであり、この面においてはさしたる問題はないが、倉庫等の保管施設が十分でなく、海送、空送の場合とも野積みされることがあり、防水・防湿に対する配慮は必要である。

なお、車輛等の付属品、工具等は引取りが長引く場合は、盗難のおそれがあるので車内における施錠あるいは別梱包とすることが必要である。

## 2. 梱包について

陸揚港には国営の荷役会社があり、これがクレーンやリフトのみならず、トレーラー、トラックなどの運搬車輛を有し貨物の取扱いを行っているので、この面においては機材の梱包については問題はないが、供与先での荷降しは主として人力によっており、梱包があまり大きかったり、重量が高む場合は、クレーン等を他から調達しなければならなくなるので、この点を配慮した容積、重量の梱包としなければならない。一方倉庫等の保管施設は海送、空送の場合とも十分なものといえず屋外に置かれることもあるので、とくに雨期にかかって